

杉戸町国土強靱化地域計画

令和4年3月

杉戸町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1-1 策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
第2章 本町の概況.....	3
2-1 本町の自然条件.....	3
(1) 地勢.....	3
(2) 地質.....	4
(3) 活断層.....	5
(4) 気象.....	7
2-2 本町の社会状況.....	8
2-3 過去に被害をもたらした災害.....	9
(1) 地震.....	9
(2) 風水害.....	10
2-4 想定する大規模自然災害.....	13
(1) 地震災害.....	13
(2) 風水害及びその他災害.....	15
第3章 強靱化の基本的な考え方.....	17
3-1 基本目標.....	17
3-2 基本方針.....	17
(1) 適切な施策の組み合わせ.....	17
(2) 効率的な施策の推進.....	17
(3) 地域の特性に応じた施策の推進.....	18
3-3 事前に備える目標(行動目標).....	18
第4章 脆弱性評価.....	19
4-1 脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定.....	19
4-2 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価.....	21
(1) 評価の方法.....	21
(2) 評価の結果.....	21
第5章 強靱化に向けた行動(事前に備える目標).....	22
5-1 過去の災害の際に生じた主な課題.....	22
(1) 地震(東日本大震災の際に生じた課題).....	22
(2) 洪水(令和元年台風第15号、第19号の際に生じた課題).....	22
5-2 強靱化に向けた今後の施策.....	22
5-3 重点的に推進する取組の設定.....	22
第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針.....	56

6-1 施策分野の設定	56
6-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係	56
6-3 施策分野ごとの取組の方向性	58
第7章 地域強靱化の推進に向けて	84
7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保	84
(1) 住民の役割	84
(2) 民間企業の役割	84
(3) 行政機関の役割	85
7-2 計画の見直し	85

《備考》

※課名については、令和4年4月1日組織改正による名称を適用しています。

変更前（令和3年度）	変更後（令和4年4月1日～）
政策財政課	総合政策課
財産管理課	管財契約課
くらし安全課	危機管理課
農業振興課	産業振興課
商工観光課	

第1章 計画の概要

1-1 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨、規定されている。

これを受け、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

町では、これまで、地震、風水害、大雪等の災害を経験してきた。そこで、これらの経験から学んだことを活かし、大規模自然災害等発生時においては、町民の生命、身体及び財産と町民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靱化）することが必要である。

以上のことから、住民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、住民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、住民の安全・安心を守るよう備えるため、杉戸町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

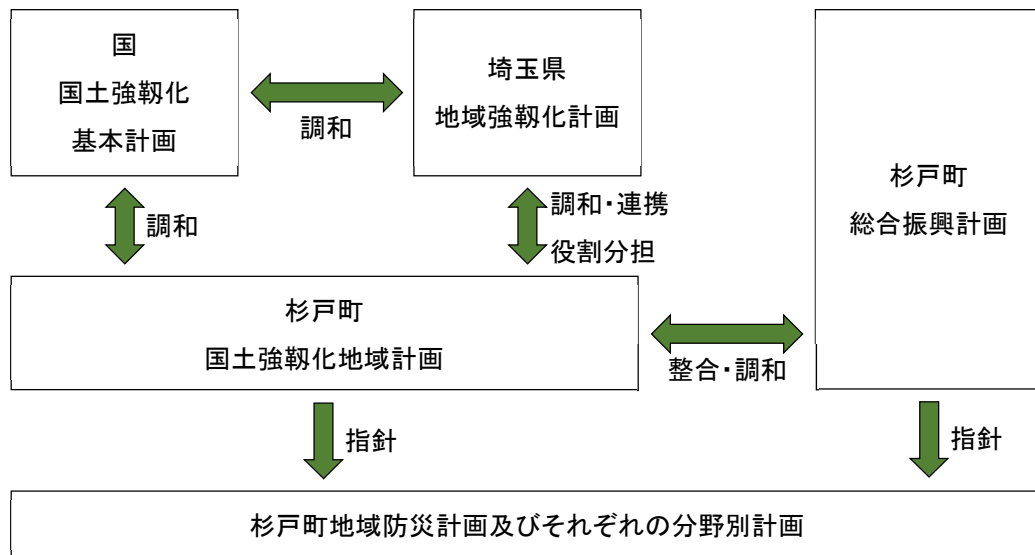
このため、本町を包含する県土全域に係る「県地域計画」との調和を保つとともに、「第6次杉戸町総合振興計画」とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

また、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」
(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



第2章 本町の概況

2-1 本町の自然条件

(1) 地勢

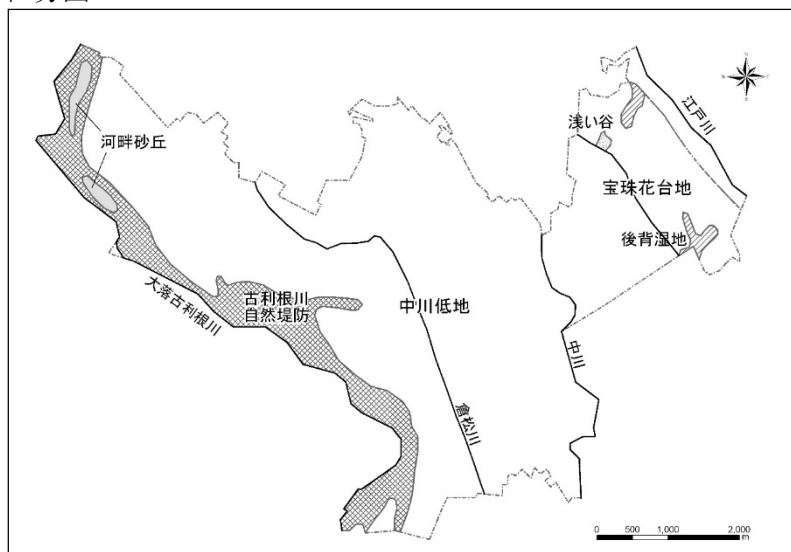
本町は北緯 36 度 00～36 度 04、東経 139 度 42～139 度 48、関東平野の中央、埼玉県の東部に位置し、東は江戸川を隔てて千葉県野田市、西は大落古利根川を境に久喜市と宮代町、南は春日部市、北は幸手市に接している。

東西約 10km、南北約 7km、総面積 30.03km²、標高約 5～12m で、町の東部にある宝珠花台地を除くほとんどが標高 10m 以下の中川低地となっており、中川、倉松川等、多くの河川・水路が流れている。

■ 本町の位置



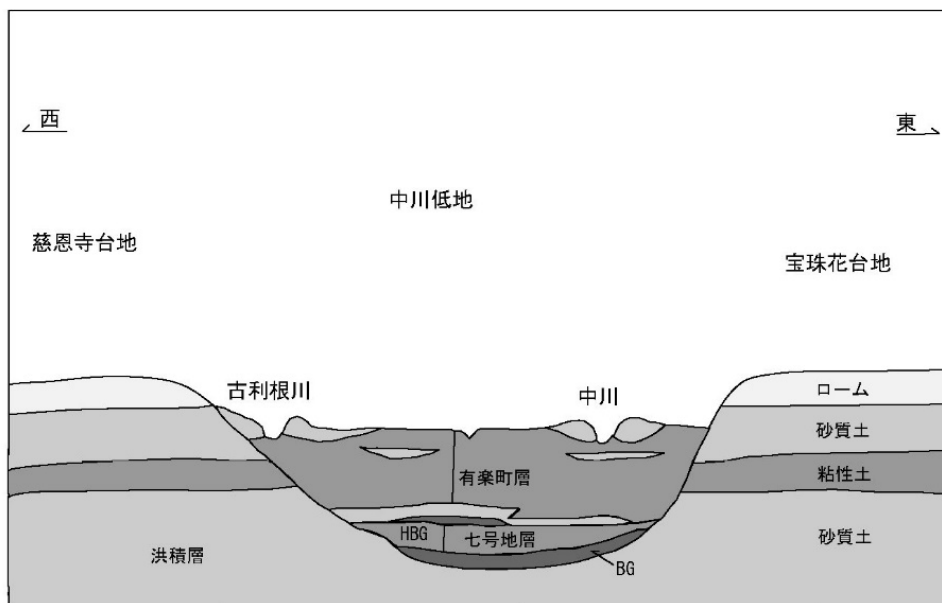
■ 本町の地形区分図



(2) 地質

本町の東にある宝珠花台地は比較的締まった更新世以前の地層（洪積層）の上にローム層が堆積しており、地震災害に対し比較的強い。町の多くの部分を占めている中川低地は河川の沖積作用や浅海の堆積作用によって形成されており、砂質～泥質の軟弱地盤となっている。特に地下水位が高く砂の堆積したところで液状化の可能性がある。

■ 中川低地の地層断面図



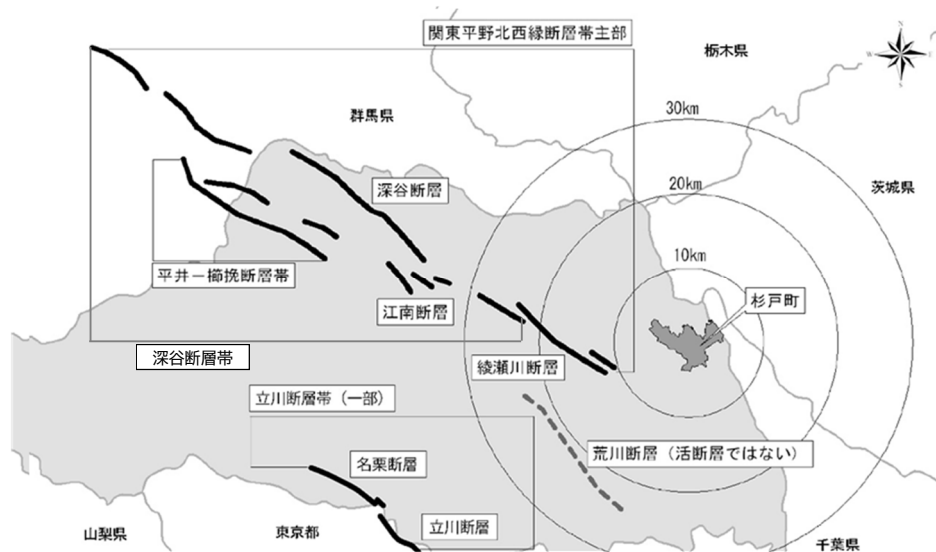
(3) 活断層

本町周辺地域の活断層を以下に示す。町から南西約 10km に関東平野北西縁断層帯、約 50km 離れて立川断層帯が走っている。

関東平野北西縁断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯で、北西－南東方向に延びる複数の断層から構成される。政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、この断層帯は、深谷断層帯と綾瀬川断層帯からなる。深谷断層帯は、概ね北西－南東方向に延びており、北西部は深谷断層、江南断層、平井－榑挽断層帯で構成される。江南断層は、深谷断層の南西側には 3km 程度の間隔で分布する。平井－榑挽断層帯は、関東山地と榑引丘陵の境界付近に沿った断層帯で、概ね北西－南東方向に延びている。また、本断層帯の南東部は、鴻巣市から伊奈町付近まで延びる綾瀬川断層（鴻巣-伊奈区間）に相当している。

一方、立川断層帯は、関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて北西－南東方向に延びる活断層帯で、名栗断層と立川断層から構成されている。

■本町と周辺地域の活断層



■本町周辺地域の活断層に関する長期評価の概要

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
関東平野北西縁 断層帯地震	深谷断層帯	7.9 程度	ほぼ 0%~0.1%
	綾瀬川断層(鴻巣-伊奈区間)	7.0 程度	ほぼ 0%
	綾瀬川断層(伊奈-川口区間)	7.0 程度	不明※
立川断層帯		7.4 程度	ほぼ 0.5%~2%

※平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

資料：地震調査研究推進本部ホームページ(算定基準日：令和 4 年 1 月 1 日)

■本町と周辺地域の活断層



資料：震源断層の分布（埼玉県地震被害想定調査報告書）

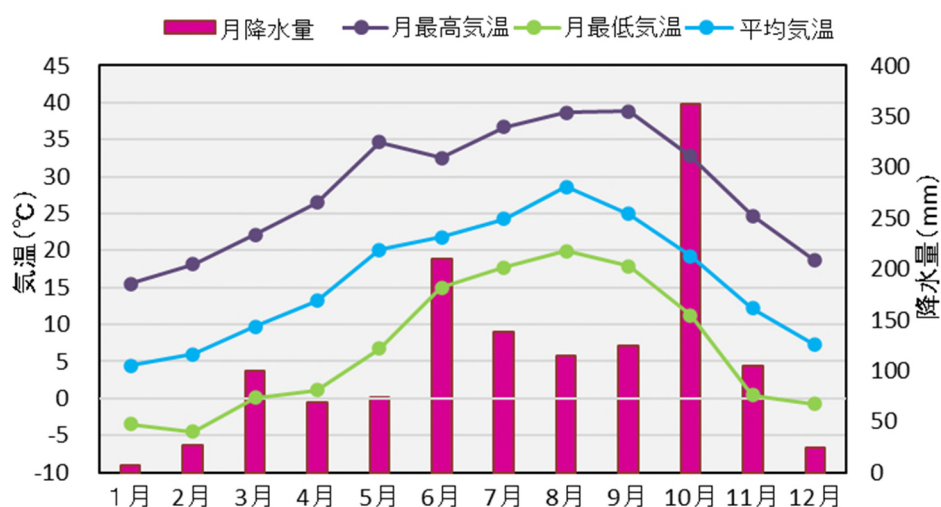
(4) 気象

令和元年の本町の気象状況を以下に示す。

年平均気温は 16.0℃、年最高気温は 9 月の 38.8℃、年最低気温は 2 月の -4.5℃である。降水量は年間で 1,354.5mm、月別にみると 6 月から 10 月にかけて多く、10 月に最も多くなっている。

月別平均風速の最大は 1 月の 3.2m/s、最小は 7 月の 1.8m/s であり、年間平均風速は 2.3m/s である。大雨警報は、9 月と 10 月に、洪水警報は、10 月に発令されている。強風注意報は、1 月から 3 月に多くなっている。

■ 令和元年の気象状況



■ 注意報・警報 (回数)

月	注意報											警報		
	乾燥	強風	大雨	洪水	雷	濃霧	低温	霧	大雪	着雪	風雪	大雨	洪水	大雪
1月	17	20												
2月	21	13				5			1	1				
3月	17	10	1		3	2		13						
4月	15	5			8			22						
5月	15	1	3	1	9									
6月		1	7		17	5								
7月			4		19	10								
8月		2	7	1	21	2								
9月		3	6	2	11	6						2		
10月		3	9	8	8	5						2	3	
11月	1	2	2	2	4	3								
12月	3	5			1	9								
合計	89	65	39	14	101	47	0	35	1	1	0	4	3	0

資料: 消防年報令和2年度版(埼玉東部消防組合)

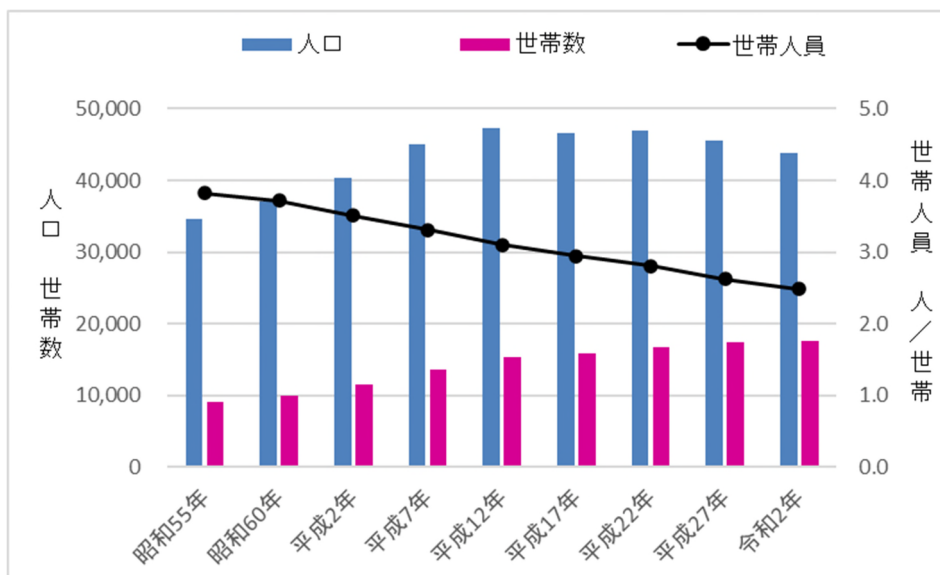
2-2 本町の社会状況

本町における近年の人口、世帯数の推移を以下に示す。

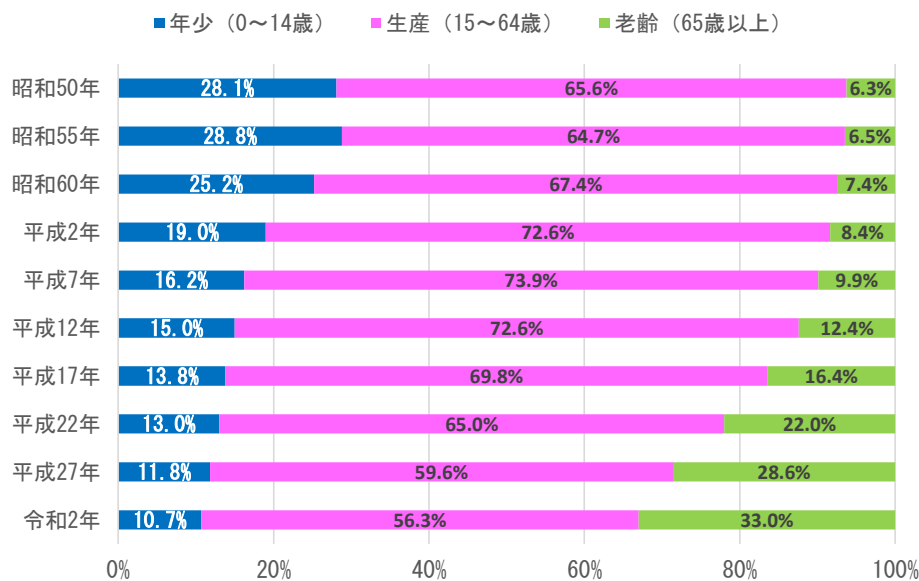
人口、世帯数はともに昭和55年から平成12年にかけて増加しているが、それ以降はほぼ横這いに推移しており、令和2年には43,845人、17,706世帯となっている。一方、1世帯当たりの世帯人員は、昭和55年の3.8人から令和2年の2.5人まで減少傾向にある。

昭和50年から令和2年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口が28.1%から10.7%に減少している一方で、高齢人口は6.3%から33.0%へと増加しており、少子高齢化傾向が顕著にみられる。

■人口・世帯数、年齢層別人口の推移



【年齢層別人口】



資料：国勢調査(平成27年、令和2年)

2-3 過去に被害をもたらした災害

(1) 地震

関東大震災以降、本町及び周辺地域に被害をもたらした地震災害を以下に示す。

■過去の地震災害（関東大震災以降）

発生年	規模(M)	震源地域	被害記述
1923	7.9	関東南部 (関東大震災)	死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全壊家屋 128,266 棟、半壊 126,233 棟、焼失 447,128 棟、流出 868 棟。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、全壊家屋 9,268 棟、半壊 7,577 棟。
1924	7.3	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931	6.9	埼玉県北部 (西埼玉地震)	(埼玉県)死者 11 名、負傷者 114 名、全壊家屋 172 棟、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968	6.1	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模のわりに小規模で済んだ。東京都で負傷 6 名、一部破損家屋 50 棟、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1989	5.6	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 名、火災 2 件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷市で震度 3。
2011	9.0	三陸沖 (東日本大震災)	東北地方を中心に死者 15,883 名、行方不明 2,676 名、負傷者 6,144 名。(埼玉県)最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊家屋 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件。

資料: 埼玉県地域防災計画(資料編) 平成 26 年 3 月埼玉県防災会議

本町に被害をもたらした地震としては、1855 年 11 月 11 日の安政江戸地震、1923 年 9 月 1 日の関東大震災、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災がある。被害の状況は、以下のとおりである。

■安政江戸地震、関東大震災及び東日本大震災での杉戸町の被害

発生年	規模(M)	震源地域	杉戸町の被害
1855 (安政 2)	6.9	江戸 (安政江戸地震)	○負傷者 杉戸宿 239 名 堤根 207 名 清地 98 名 下高野 75 名 ○下高野、堤根、広戸沼、佐左衛門で家屋の被害大
1923 (大正 12)	7.9	関東南部 (関東大震災)	○死者 4 名 ○負傷者 13 名 ○全壊建物 256 棟 (家屋 136 棟) ○半壊建物 227 棟 (家屋 109 棟) ○古利根川沿いの各所で地割れ、液状化現象
2011 (平成 23)	9.0	三陸沖 (東日本大震災)	○負傷者 3 名 ○避難者数 15 名 ○住宅被害 377 棟 ○給食センター、エコ・スポいずみで施設一部破損

資料: 杉戸町災害杉戸町史調査報告書第一集(平成 3 年 3 月)に追記

(2) 風水害

本町の大部分は、江戸川、古利根川に挟まれた標高が低く、内水の溜まりやすい中川低地に属しており、風水害が過去多く発生している。

明治以降に、本町及びその周辺地域で発生した主な水害は、以下のとおりである。特に被害の大きかった昭和 22 年(1947 年)のカスリーン台風における町内の被害は、宝珠花台地と国道 4 号、中川沿いの自然堤防以外はすべて浸水し、死者 5 名、負傷者 26 名、行方不明者 2 名、半壊家屋 119 棟、床上浸水 2,418 棟、床下浸水 256 棟であった。

■過去の風水害(その1)

発生年	被害状況
1786 (天明 6 年)	7 月 13 日から降り続いた大雨により出水。河川は満水状態となり、幸手領内数箇所 で堤防が決壊、村に押し寄せた水は、家屋の軒端につくほど高く押しあがって家に 流れ込んだという。
1856 (安政 3 年)	8 月 25 日から近年まれにみる大雨風。8 月 25 日、日が暮れてから雨が降りしきる とともに南風が激しく吹き、戌の下刻からは大雨となった。江戸では、潰れた家は数 えきれず、潰れなかった家も屋根・天井の吹き飛んだ家が多かった。これらの被害 は江戸に限らず杉戸宿においても、家居 36 棟、物置 11 棟、郷蔵 1 棟が被害。
1885 (明治 18 年)	6 月下旬からの連続降雨。7 月 1 日～3 日にかけて利根川・渡良瀬川での洪水。渡 良瀬川の駒場(現加須市)で堤防決壊・氾濫。
1890 (明治 23 年)	8 月下旬からの連続降雨。22 日に暴風雨。23 日、利根川右岸の下中条(現行田市) で決壊。北埼玉郡、南埼玉郡、北足立郡等では氾濫。権現堂川の高須賀(現幸手 市)で決壊。
1896 (明治 29 年)	2 回の水害にみまわれる。7 月下旬、利根川の下流を中心に決壊・氾濫による被 害。9 月下旬、利根川の上流から下流の各所で決壊、氾濫し、各府県に大被害。7 月下旬の水害を上回る規模で、東京の本所、深川での被害は、明治 43 年 8 月の台 風による豪雨での被害をしのぐものである。
1907 (明治 40 年)	8 月中旬～下旬にかけて、4 つの台風が日本を襲う。降雨は 8 月 23・24 日が最も激 しい。降水量は 23 日～27 日の 5 日間で、下仁田 628.3mm、前橋 168mm、本庄 276.9mm。利根川右岸の仁手村(現本庄市)で延長 505 間(918m)にわたり決壊。渡 良瀬川・小貝川でも決壊、各地に浸水。
1910 (明治 43 年)	8 月上旬、台風による豪雨。明治期最大規模。奥利根流域の出水は少ない。吾妻 川・烏川等、上流部支川で大出水。利根川本支川の堤防決壊、溢水。利根川沿岸 ～東京下町まで平野一帯が浸水。東海から東北地方の広範囲で大被害。関東で は、死者 769 名、行方不明者 78 名、全壊家屋 2,121 棟、半壊家屋 2,769 棟。
1917 (大正 6 年)	9 月 24 日、太平洋パラオ諸島付近に台風発生。東海地方に上陸。同 30 日～10 月 1 日に向け、関東地方は、大暴風雨。東京湾では満潮時と重なり高潮となって沿岸 部を襲い、浦安・行徳・葛飾・船橋で浸水。
1935 (昭和 10 年)	9 月、台風に伴う温暖前線による豪雨。山地へ集中、各地で大出水。利根川の栗橋 で水位を 1.35m 上回り、利根川橋で濁流が橋桁下端を洗い、通行禁止。江戸川は 流山より上流で計画高水位を 0.5～1.5m 上回る。関宿関門では門扉を越える。東北 本線の鉄道橋でも危険な状態となり列車運休。

■過去の風水害（その2）

発生年	被害状況
1938 (昭和13年)	2回の水害にみまわれる。 6月:利根川本川の流量は昭和10年9月台風に伴う温暖前線による豪雨時より少ない。平地部の降水量が大きく、下流部一帯、内水氾濫等により浸水。利根川水系(中川流域を含む)の浸水面積214,500ha。 9月:利根川上流域の降水量は少ない。渡良瀬川合流点より上流部では計画水位前後の出水。下流部では、渡良瀬川・鬼怒川の大洪水の合流により、計画高水位を60cm上回る。全川で計画高水位を上回る。
1941 (昭和16年)	7月、梅雨前線の活動と台風の上陸により雨が多い。利根川流域は降雨が少なく、支川の渡良瀬川・鬼怒川流域では多い江戸川では昭和10年9月台風に伴う温暖前線による豪雨時より流量はやや少ない。最高水位関宿で8.08m、計画高水位を上回り出水。護岸流出796m、水制流出102箇所。利根運河で水堰が倒壊、利根川の濁流が流れ込み、数箇所決壊。被害額は軽微。
1947 (昭和22年) カスリーン 台風	利根川右岸、埼玉県北埼玉郡東村新川通(現加須市)地先で延長約400m決壊。利根川左岸、茨城県猿島郡中川村長沼(現坂東市)地先で延長約250m決壊。本川・支派川合わせて24箇所、約5.9km堤防決壊。本川東村地先の決壊による氾濫被害の全長は約450km。埼玉県東南部の町を巻き込み、東京都葛飾区、江戸川区にまで及ぶ。死者78名、負傷者1,506名、浸水家屋138,854棟(床上102,855棟)。
1947 (昭和22年) アイオン台風	9月16日、台風は関東地方南部をかすめ、房総半島を横断、鹿島灘へ抜けた。関東地方の各河川が大出水。利根川では栗橋から下流にかけて計画高水位を上回る。この洪水は水防作業の適切な措置により、大事に至らなかった。
1949 (昭和24年) キティ台風	8月31日、台風は小田原付近に上陸、八王子・秩父・前橋の各西方を通過し、日本海へ抜けた。江戸川河口付近で海岸堤防と旧江戸川堤防が決壊。渡良瀬川・鬼怒川流域で出水による浸水被害発生。
1958 (昭和33年) 狩野川台風 台風第22号	9月26日、台風は伊豆半島をかすめ、夜半に東京の西方を北東に進み三陸沖へ抜けた。1週間前の台風第21号による影響に拍車をかけた形となり、大水害。平野部への豪雨。中川流域では、浸水面積28,000ha、浸水家屋約41,500棟。
1959 (昭和34年) 伊勢湾台風 台風第15号	9月22日、マリアナ東方海上に台風発生。26日18時、潮岬付近に上陸し北上。27日1時頃日本海へ抜けた。熊谷で最大風速21.1m/s(27日0時21分南風)、最大瞬間風速31.6m/s。降雨より風の被害が大きく、秩父地方等の山地で大被害。
1966 (昭和41年) 台風第4号	6月、台風第4号による関東地方の総降水量は山地で400mmを超える。平地(埼玉、神奈川、東京の一部)でも300mmとなる。利根川本流では、浸水被害は少なく、綾瀬川・小貝川で計画高水位を突破、出水により浸水。中川流域(綾瀬川を含む)の35%に当たる約35,000haが浸水被害を受け、浸水家屋は約24,000棟。
1972 (昭和47年) 台風第20号	9月16日、台風第20号が潮岬に上陸。17日3時頃、富山湾へ抜けた。鬼怒川上流・渡良瀬川上流での降水量は200~400mm。利根川上流部での出水は少ない。渡良瀬川遊水地、菅生、田中調節池等に越流するほどの水位。小貝川・中川では指定水位を少し超える程度。出水による被害は、主として護岸の崩壊・流出。
1982 (昭和57年) 台風第18号	9月10~12日。埼玉県内で死者1名、負傷者2名。住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部破損9棟。住家浸水被害:床上1万1,712棟、床下4万8,368棟。農業被害:面積9万6,107ha、農業被害金額43億2,158万円。被害総額76億3,184万円。降水量:10~12日、浦和387mm、熊谷373mm、秩父366mm。 日降水量:熊谷12日302mm。

■過去の風水害（その3）

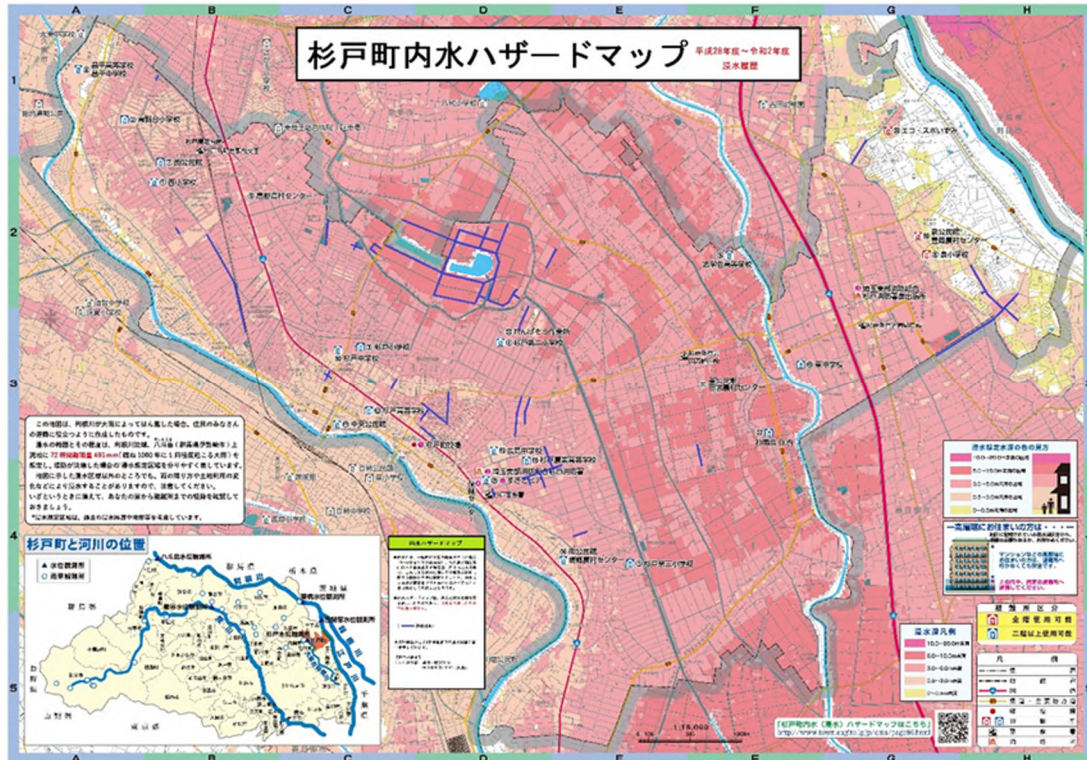
発生年	被害状況
1986 (昭和61年) 台風第10号	8月4～5日。埼玉県内で負傷者1名。住家被害:半壊2棟、一部破損1棟。住家浸水被害:床上6,060棟、床下2万275棟。農業被害:面積2,207ha、農業被害金額2億5,600万円。道路、河川、橋りょう被害多数。 降水量:4～5日、越谷219mm、鴻巣214mm、久喜213mm、浦和210mm
1991 (平成3年) 台風 第17～19号	9月12日～9月28日。台風第17号(12～15日)、第18号(17～20日)、第19号(25～28日)と3個の台風が相次いで日本に上陸・接近。特に台風第19号は、中心付近の最大風速が50m/sと非常に強い勢力で長崎県に上陸。南西諸島から北海道までの全国で、暴風による死者や建物の損壊等の被害が多数発生。
1993 (平成5年) 台風第11号	8月22日～8月29日。8月27日に、台風第11号が千葉県銚子市付近を通過、本州の東海上を北上。関東甲信地方から東北地方南部にかけて大雨。
1996 (平成8年) 台風第17号	9月21日～9月23日。台風第17号が、9月13日フィリピンの東海上で発生。22日午前八丈島の西の海上を通り、午後には房総半島の東海上を北北東に進んだ。関東南部や伊豆諸島で暴風雨。
1998 (平成10年) 台風第4号	8月26日～8月31日。26日から31日にかけて、前線が本州付近に停滞した。一方、台風第4号が北上し、前線が活動。栃木県北部から福島県にかけて記録的な豪雨。
1999 (平成11年) 熱帯低気圧	8月13日～8月16日。13～15日にかけて、東海沖にあった熱帯低気圧が、関東南岸に進み、北陸地方に進んだ。関東地方中心に大雨。平野部でも300mm前後の大雨。
2000 (平成12年) 台風第3号	7月3日～7月9日台風第3号が、7月3日フィリピンの東海上で発生。8日早朝八丈島と三宅島の間を通り、房総半島の東海上を北上。関東から東北地方の太平洋側を中心に大雨。
2002 (平成14年) 台風第6号	7月8日～7月12日。6月29日にトラック島近海で発生した台風第6号が、11日0時過ぎ千葉県に上陸。鹿島灘から三陸沖を北北東に進み、11日21時頃北海道釧路市付近に再上陸。中部地方から東北地方にかけて平野部でも大雨。関東等、南部で暴風。伊豆諸島、関東沿岸等で20m/sを超える暴風を観測。
2013 (平成25年) 台風第18号	9月15日～9月16日。9月13日に小笠原諸島近海で発生した台風第18号は、16日8時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸。台風が接近、通過した15日夜から16日昼過ぎにかけては、埼玉県内の所々で激しい雨が降り、台風に伴う大雨や暴風等に対し、警報・注意報及び気象情報を発表。
2019 (令和元年) 台風第19号	10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。10月12日15時30分から順次、埼玉県を含む1都12県に大雨特別警報を発表した。町では、床下浸水1棟、道路冠水30カ所、停電約400世帯の被害となった。

資料: 杉戸町防災アセスメント調査 杉戸町の災害

気象庁 災害をもたらした台風・大雨・地震・火山噴火等の自然現象の取りまとめ資料

近年浸水のあった地域を含む洪水（内水）ハザードマップを以下に示す。最近では、大字深輪周辺、倉松川と中川に挟まれた地域、大字本島周辺において、浸水が発生している。

■杉戸町洪水（内水）ハザードマップ（平成28年度～令和2年度）



2-4 想定する大規模自然災害

(1) 地震災害

① 埼玉県における地震被害想定の概要

埼玉県では、平成25年度に「埼玉県地震被害想定調査」の結果を公表している。この報告書では、首都圏直下型地震に係る最新の科学的知見や埼玉県における過去の被害地震を踏まえ、以下の5つの地震を想定している。

■埼玉県における想定地震の概要

想定地震名	想定マグニチュード(M)	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震 (海溝型)
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	
立川断層帯地震	7.4	活断層で発生する地震 (直下型)
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	

資料:埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)

これらのうち本町に最も影響を及ぼす想定地震は「茨城県南部地震」(M7.3)であり、埼玉県内では中川低地において最大震度が6強となる地域が散在し、震度6弱となる地域も埼玉県東部に集中して分布している。

本町において最も大きい被害が想定される想定地震は「茨城県南部地震」であり、想定される被害の概要は、以下に示すとおりである。

■本町における想定被害 —茨城県南部地震（M7.3）—

項目	予告内容		単位	茨城県南部地震	
震度			-	6強	
液状化	高い地域	面積	km ²	1.697	
		面積率	%	4.8	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	184	
		全壊率	%	1.06	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	705	
		半壊率	%	4.07	
	焼失	焼失棟数	棟	8	
		焼失率	%	0.04	
人的被害	死者数		人	4	
	負傷者数		人	80	
	うち重傷者数		人	5	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	12,916
			1日後	人	1,980
		停電率	直後	%	27.53
			1日後	%	4.22
	電話	不通回線	回線数	回線	24
			不通率	%	0.13
		携帯電話	停電率	%	4.2
			不通率	%	0.1
	都市ガス	供給停止件数		件	2,999
		供給停止率		%	100.0
	上水道	断水人口		人	22,636
	下水道	機能支障人口		人	10,307
生活支障	避難者数	1日後		人	767
		1週間後		人	2,254
		1か月後		人	1,076
	帰宅困難者数	平日		人	5,246
		休日		人	4,292
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	3.4
				万m ³	2.2

② 本町における地震被害想定結果に対する考え方

埼玉県が調査した地震被害想定の結果、本町に最も大きな地震被害をもたらす地震として「茨城県南部地震」が想定されている。

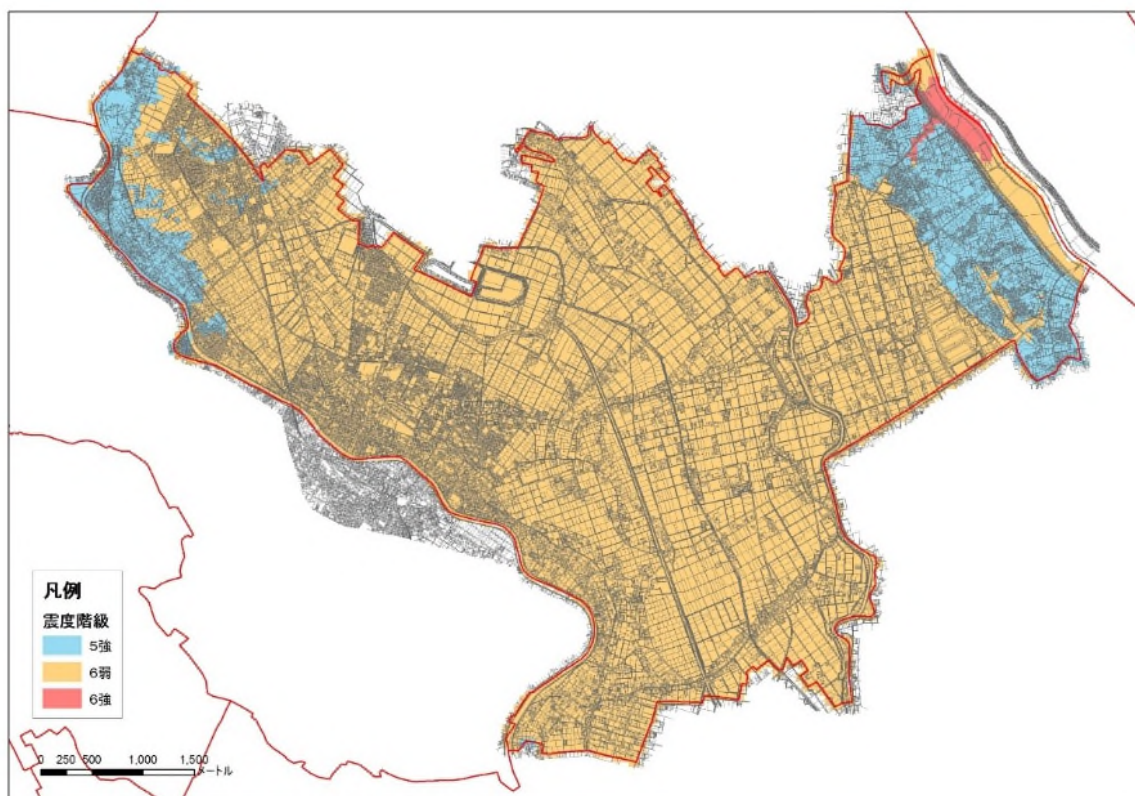
「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内の地震発生確率は70%と切迫性が高くなっている。本町にとっては、「茨城県南部地震」に備えることにより、より被害程度の低い「東京湾北部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能であることから、本町がまず備えるべき地震は、「茨城県南部地震」と考えられる。

以上のことから、本町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的

に備えるための防災対策の目標として、「茨城県南部地震」による地震被害を位置づけるものとする。

なお、本町では、茨城県南部地震による揺れ、液状化危険度、建物の全壊率をより詳細に住民に示し、防災意識の高揚を図るために、50mメッシュを用いた詳細な地震ハザードマップを作成し、公表した。

■本町における震度予測 —茨城県南部地震（M7.3）—



（2）風水害及びその他災害

① 風水害

本町の大部分は江戸川と古利根川に挟まれた低地部から成るため、降雨時には内水が溜まりやすく、過去にも幾度となく浸水被害を受けている。

平成 27 年 5 月に水防法の一部が改正され、洪水浸水想定区域図、及び想定最大規模降雨が 1/1000 年確率以上になるよう設定している。本町の洪水浸水被害想定は、おおむね以下のようになっている。

■ 本町の洪水浸水被害の想定

浸水想定河川	前提(雨量・破堤場所等)	主な地区の最大浸水深	備考
利根川水系 利根川	八斗島上流3日間 総雨量 491mm	大落古利根川沿い 0.5～3.0m 中川と倉松川沿い 5.0～10.0m 町中心部 0.5～5.0m	荒川・江戸川等の氾濫は 考慮していない。 (平成29年7月20日)
利根川水系 江戸川	八斗島上流3日間 総雨量 491mm	江戸川沿い 3.0～10.0m 中川と倉松川沿い 0.5～5.0m 町中心部 0.5～3.0m	利根川・荒川等の氾濫は 考慮していない。 (平成29年7月20日)
荒川水系 荒川	荒川3日間 総雨量 632mm	大落古利根川沿い 0.5～3.0m 中川と倉松川沿い 0.5～3.0m 町中心部 0.5～3.0m	利根川・江戸川の氾濫は 考慮していない。 (平成28年5月30日)
利根川水系 大落古利根川	中川流域2日間 総雨量 596mm	大落古利根川沿い 0.5m未満	利根川・江戸川・中川・綾 瀬川の国管理区間、中 川・綾瀬川・元荒川及び 大落古利根川・新方川流 域外の河川の氾濫を考 慮していない。 (令和2年5月26日)

② その他災害

ア 火災

強風、乾燥といった気象条件のときに火災が発生すると、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは、注意が必要である。

イ 農林水産災害

農地や農業用施設、農作物等は暴風や豪雨による風水害のほか、冷害、干害等、気象害を受けやすい。

ウ 危険物事故

本町には、危険物規制対象施設が 120 箇所あり、施設は大規模化・集積化している。そのため、災害発生時には甚大な被害が予想される。

第3章 強靱化の基本的な考え方

3-1 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

- ① 町民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること
- ⑤ 二次的な被害を発生させないこと
- ⑥ 埼玉県及び近隣市町等との連携を強化すること

3-2 基本方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、本町にとって災害の発生が最悪な事態に陥ることのないよう、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する様々な災害に強くしなやかで持続可能なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策及び訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることにより、効果的に施策を推進するとともに、早急に体制を整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。

- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

3-3 事前に備える目標(行動目標)

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- ① **直接死を最大限防ぐ**
- ② **救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**
- ③ **必要不可欠な行政機能は確保する**
- ④ **必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**
- ⑤ **経済活動を機能不全に陥らせない**
- ⑥ **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- ⑦ **制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**
- ⑧ **社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定

基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

評価に当たっては、基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であるため、両計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」から、本町の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、36の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。その上で、36の「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、方向性を評価した。

■ 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)(36)
① 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	1-5 竜巻に伴う多数の死傷者の発生
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の死傷者・要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7 町民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生
	1-8 猛暑による熱中症を伴う死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)(36)
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・町役場等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下 3-2 町の管理する重要な行政データの紛失
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 5-3 食料等の安定供給の停滞 5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 空き家を含む沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃 7-4 農地・森林等の被害による地域の荒廃
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 8-7 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

4-2 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体的な状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その内容を整理した。

これらを踏まえ、36の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは、次のとおりである。

- 大規模自然災害等による36のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。平時から人命保護、社会生活・経済の維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、災害後の迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化の促進、老朽化した公共施設の計画的な整備・更新、空き家の適切な管理に係る啓発、指導が必要である。また、災害時には町民がお互いに協力し合う「共助」が重要であるため、消防団の出動体制の確保や自主防災組織の活動支援を行うとともに、町民の共助の意識醸成、さらには地域内における要配慮者の把握、被災者支援等の共助体制を強化し、地域防災力の向上を図る必要がある。
- 社会生活・経済活動を維持する観点から、道路や橋りょう、上下水道、河川、水路、情報通信等の各種インフラ施設の耐震化・老朽化対策に取り組み、災害に強いインフラを整備する必要がある。また、地域経済活動の維持や迅速な回復に向け、平時から企業や個人事業者等との連携を強固なものとし、災害発生時には速やかな支援を行い、事業の継続が図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、住宅・建築物の耐震化の推進はもちろん、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い町をつくる必要がある。
- そのほか、大規模自然災害発生時には災害関連情報を町民に対して迅速かつ的確に広報することが重要である。このことから、防災行政無線をはじめとした複数媒体による情報伝達手段の多様化を図るとともに、情報の収集・提供体制の強化を図る必要がある。

第5章 強靱化に向けた行動(事前に備える目標)

強靱化に向けて町が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

5-1 過去の災害の際に生じた主な課題

(1) 地震(東日本大震災の際に生じた課題)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

(2) 洪水(令和元年台風第15号、第19号の際に生じた課題)

令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となった。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となった。

5-2 強靱化に向けた今後の施策

第4章の脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するための本町の強靱化に向けた「今後の施策」について、23ページ以降にリスクシナリオごとに掲げ、指標を組み込み、現状及び目標を示している。

5-3 重点的に推進する取組の設定

国土強靱化地域計画では、リスクシナリオを踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行うものである。

本町では県の取組を参考に、第4章「脆弱性評価」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本町の取組状況を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取り組み及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする(56ページ参照)。

目標 1

直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1 - 1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
住宅・建築物の耐震化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>
公共施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 町立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。 <p style="text-align: right;">【教育総務課】</p>
多数の人が利用する建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 人が多数集まるような民間建築物については、災害発生時の倒壊等を防ぐ観点から引き続き耐震化を進めるとともに、建物内における被害を防ぐために家具等について転倒防止対策を行うことの周知を図る。また、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、点検や生け垣等への変更等の支援を行う。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進む公共施設について、災害時における地域防災拠点として十分な機能を果たせるよう、計画的に整備・更新を進める。 <p style="text-align: right;">【高齢介護課】【産業振興課】【教育総務課】【社会教育課】</p>
公営住宅の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅（下高野団地 18 戸、三本木団地 57 戸）の適切な維持管理及び運営を目的として、埼玉県地域住宅計画及び杉戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行い、既存ストックを最大限に活用するとともに運営方法の最適化を検討し、将来的な住宅計画のあり方を見出す。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震災害による倒壊により、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある一定規模以上の沿道建築物の所有者に対して、啓発や耐震診断・耐震改修等に対する支援を行う。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>
学校の室内安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児と児童生徒等の命を守るための安全性の確保や避難所として防災機能の強化をはじめ、老朽化が進む保育所、幼稚園及び小中学校施設等の計画的な改修による長寿命化を推進する。 <p style="text-align: right;">【子育て支援課】【教育総務課】</p>
建築物等からの二次災害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 人が多数集まるような民間建築物については、吊り天井など非構造部材の耐震化等にも取り組む。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>

道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
避難路の通行確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間の道路環境の向上により交通事故防止を図るため、長寿命・省エネルギーのLED 道路照明灯の新規設置を行う。また、既存の道路照明灯で修繕等が必要なものから順次LEDへ切替を行っていく。 ● 既存道路照明灯の内、水銀灯については「水銀に関する水俣条約」により2021年から、製造、輸入が禁止となり、他の光源（LED）へ変更が必要不可欠となるため優先的に切替を行っていく。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な空き家の所有者に対し、適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等として、助言・指導等を行うことで改善を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
無電柱化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時においてその機能を発揮することができるよう、適切な補修等の維持管理を行い、道路環境を維持するとともに、主要な道路において無電柱化を進める。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】【市街地整備推進室】</p>
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

指標	現状値	目標値
民間住宅の耐震化率	91.9% (R3.3)	95.0% (R8.3)
特定建築物の耐震化率	92.9% (R2.3)	概ね解消 (R7)
インフラ整備に対する満足度	29.3% (H30)	40.0% (R7)
町内空き家解消件数（累積値）	—	10件 (R7)
地区防災計画策定率	0.0% (H30)	10.0% (R7)
自主防災組織の防災士所属率	24.5% (H30)	50.0% (R7)
学校等の耐震化率	検討 (H30)	実施 (R7)
学校の室内安全対策	実施 (H30)	継続 (R7)

リスクシナリオ 1 - 2		
密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
密集市街地対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 密集市街地等における老朽建築物の建て替えや住宅の耐震化・不燃化、空き家対策等を進めることで、防災性を高めるまちづくりを推進する。 【危機管理課】【建築課】 	
感震ブレーカーの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般住宅における感震ブレーカーや、住宅用火災警報器の設置を推進し、火災の発生防止に取り組む。 【危機管理課】 	
狭あい道路の拡幅整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火活動や救助活動等の災害活動を円滑化し、避難経路を確保する観点から、狭あい道路の拡幅を推進する。 【都市施設整備課】 	
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) 【危機管理課】 	
指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ 1 - 3		
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
災害情報の共有と町民への適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報等の可視化、共有化に取り組む。 【危機管理課】 	
安全・安心を実現する国土利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市のコンパクト化と強靱化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討する。 【都市施設整備課】 	
洪水ハザードマップの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の洪水ハザードマップについて、平成27年度の水防法の改正による「想定し得る最大規模の降雨」に反映させているが、国の動向を注視し、必要に応じて適宜更新を行い町民へ速やかな周知を図る。 【危機管理課】 	
タイムラインの運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた洪水対応タイムラインの運用により、被害の最小化を図る。 【危機管理課】 	

治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要河川の治水対策などについて、管理者である国・県に対し、維持管理や防災対策について要望する。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
浸水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水被害が多発する地域については浸水被害を軽減する対策を推進する。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
避難行動の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが命を守る効果的な避難行動をとることができるよう、災害時要支援者の把握、障がい者の防災訓練への参加や学校における児童・生徒の安全確保など、地域の実情に沿った避難行動の確立を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
災害情報の収集・伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に迅速な対応や避難を行うための情報を提供していくため、防災行政無線をはじめとした多様な情報提供手段の確保を図るとともに、ドローン等の活用により、情報の収集・提供体制の強化を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
広域的避難の枠組み整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な市街地等の浸水が予想される場合には町域を越えた避難が必要となるため、町民を広域的に避難させる枠組みの整備に向けて、県や近隣自治体と連携協力しながら、検討を進める。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

指標	現状値（H30）	目標値（R7）
防災協定締結数	43 件	49 件
避難路・避難所を知っている人の割合	73.6%	90.0%
災害時要支援者個別計画策定率	56.2%	59.0%

リスクシナリオ 1 - 4	
暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
除雪体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
暴風雪時における道路管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
豪雪災害時の災害救助法適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>
積雪寒冷を想定した避難所等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難施設における冬季防寒対策の充実のために毛布、ストーブ等の資機材の確保に努める。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

路面の凍結防止対策	● 凍結防止剤により、坂道等の路面凍結による事故を防止する。 【都市施設整備課】
-----------	---

リスクシナリオ 1 - 5

竜巻に伴う多数の死傷者の発生

災害情報の共有と町民への適切な提供	● 県の災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。(再掲) 【危機管理課】
避難行動の確立	● 誰もが命を守る効果的な避難行動をとることができるよう、災害時要支援者の把握、障がい者の防災訓練への参加や学校における児童・生徒の安全確保など、地域の実情に沿った避難行動の確立を図る。(再掲) 【危機管理課】
災害情報の収集・伝達体制の整備	● 災害発生時に迅速な対応や避難を行うための情報を提供していくため、防災行政無線をはじめとした多様な情報提供手段の確保を図るとともに、ドローン等の活用により、情報の収集・提供体制の強化を図る。(再掲) 【危機管理課】
空き家対策の推進	● 管理不全な空き家の所有者に対し、適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等として、助言・指導等を行うことで改善を図る。(再掲) 【危機管理課】
無電柱化の推進	● 災害時においてその機能を発揮することができるよう、主要な道路において無電柱化を進める。(再掲) 【都市施設整備課】【市街地整備推進室】
地域防災力の向上	● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) 【危機管理課】

指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
防災協定締結数	43 件	49 件
避難路・避難所を知っている人の割合	73.6%	90.0%
災害時要支援者個別計画策定率	56.2%	59.0%
町内空き家解消件数 (累積値)	—	10 件
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ 1-6 災害対応の遅延等により、多数の死傷者・要救助者・行方不明者が発生する事態		
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
災害対策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。 <p style="text-align: right;">【管財契約課】【危機管理課】</p>	
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ 1-7 町民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生	
洪水ハザードマップの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の洪水ハザードマップについて、平成 27 年度の水防法の改正による「想定し得る最大規模の降雨」に反映させているが、国の動向を注視し、必要に応じて適宜更新を行い町民へ速やかな周知を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
避難行動の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが命を守る効果的な避難行動をとることができるよう、災害時要支援者の把握、障がい者の防災訓練への参加や学校における児童・生徒の安全確保など、地域の実情に沿った避難行動の確立を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

多文化共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など、多言語化による外国籍住民に対する対応の向上を図る。 ● 県や民間交流活動組織、NPO 法人など支援組織と連携を強化し、外国籍住民の生活支援などを推進する。 ● 多文化共生社会を目指し、様々な機会を活用し、外国籍住民と一般市民の交流機会の拡大を図る。 <p style="text-align: right;">【住民協働課】</p>	
防災意識を育てる防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を推進する。 ● 児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める。 <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>	
生涯学習事業における防災学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館や生涯学習センター等において、多様な人々（子ども、大人、外国籍住民など）を対象とした防災に関する学習機会を提供する。 ● 災害時に外国籍住民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進める。 <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【社会教育課】</p>	
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
防災協定締結数	43 件	49 件
避難経路・避難所を知っている人の割合	73.6%	90.0%
災害時要支援者個別計画策定率	56.2%	59.0%
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ 1 - 8

猛暑による熱中症を伴う死傷者の発生

熱中症警戒アラートの周知・確実な伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 国から「熱中症警戒アラート」が発表された際に市民が取るべき行動や、日頃の熱中症対策に関する市民への周知と、市民へのアラートの伝達手段の整備、伝達手段の運用ルールの構築を行う。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
熱中症対策の設備・機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 町有施設へのエアコン、微細ミスト、サーキュレーター等の配備、屋外等で気分が悪くなった方の一時的な休息場所の整備を行う。 <p style="text-align: right;">【高齢介護課】【産業振興課】【教育総務課】【社会教育課】</p>
ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上壁面緑化などヒートアイランド対策を推進する。 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>

目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。（再掲） 	【都市施設整備課】
水道施設等の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の計画的な整備と長寿命化を図り、安全で安定した水道水の供給を図る。 	【上下水道課】
物資の供給体制等の強化	<ul style="list-style-type: none"> 食料などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る。 	【危機管理課】【産業振興課】
応急給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図る。 	【上下水道課】
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。（再掲） 	【危機管理課】
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の協力体制の構築や連携事業による交流人口の増加などを推進するため、福島県双葉郡富岡町、埼玉県児玉郡神川町との交流をはじめ、日光街道周辺の自治体との連携など、地域間の交流と連携の強化を図る。 	【住民協働課】【産業振興課】
産業施設の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ガスホルダーなどライフラインに関する重要な産業施設に対して、各施設に応じた安全対策を万全にするための取組を進める。 	【危機管理課】【環境課】【都市施設整備課】【上下水道課】
産業施設の防災体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス設備など、災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化等、防災体制の充実強化を要請、推進する。 	【危機管理課】【環境課】【都市施設整備課】【上下水道課】
「道の駅」の防災拠点化	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を要請、推進する。 	【産業振興課】
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%
水道耐震管延長	50,336m	60,136m

リスクシナリオ 2-2		
消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。（再掲） 	【危機管理課】
広域防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。 	【危機管理課】
消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に防災拠点となる消防団施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。 ● 停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。 	【危機管理課】
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。（再掲） 	【危機管理課】
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ 2-3		
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
災害時医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から県・医療機関との協定等を通じた体制の構築、医療情報の共有・連携を推進する必要がある。 	【危機管理課】【健康支援課】
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県石油協同組合杉戸支部及び三和エナジー株式会社との具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療機関等への燃料供給の確保を図る。 	【危機管理課】

関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
災害派遣福祉チーム（DWA T）による福祉的支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携によりDWA Tの取組を促進する。 <p style="text-align: right;">【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】</p>	
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ2-4	
被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
感染症の発生・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の中で感染症が流行しないよう、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を構築し、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】【環境課】</p>
避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。 <p style="text-align: right;">【健康支援課】</p>
災害対応時の感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための工夫を検討する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、県、町、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
避難所開設・運営方法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
災害時保健活動及びDHEAT 受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都道府県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
床上浸水等による衛生環境の悪化への対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、感染症拡大防止の知識や情報を住民に普及・啓発するなど、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討する。 <p style="text-align: right;">【健康支援課】【環境課】</p>
被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止対策を実施し、必要に応じ、国、県等へ防疫活動要員の派遣要請を行う。 <p style="text-align: right;">【健康支援課】</p>

リスクシナリオ 2 - 5

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
避難所における物資、資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害用備蓄物資（水、食料及び衛生用品等）の保有量を計画的に増やす。近隣自治体等との連携を強化する。小売り、流通等の民間事業者等と物資の確保等についての協定締結を推進する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
避難所運営の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営は、避難者が自ら行うべきものであることを、防災講演会、出前講座及び広報紙などを通じて啓発する。 ● 地域における避難所運営のリーダーを養成するため避難所運営研修（HUG）を実施する。 ● 避難所を避難者自らが運営できるように「避難所運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

避難所の機能・安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設が、避難所として機能するように、電気・ガス・上下水道などのライフラインの更新、長寿命化改修等の老朽化対策を推進する。 ● 学校施設は、避難所として長期使用されることが想定されるため、トイレの洋式化などを推進し、安全安心な避難所機能の充実を図る。 <p style="text-align: right;">【教育総務課】【学校教育課】</p>
避難所における給水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常時に備え、給水車を適切に管理するとともに、非常用組立給水タンク等の設置が出来るように準備する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【上下水道課】</p>
避難所の公衆衛生と生活の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震を踏まえ、被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。 ● 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド等の準備について検討する。また、避難所のニーズに合った物資を供給できるよう、災害オペレーション支援システム等を活用して、県へ必要となる物資等を報告する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
避難所となる施設の感染症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。 ● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
避難所における衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備する。また、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営に努めるとともに、定期的な運営訓練により実効性を高める。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
避難所における健康管理のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館等の室内の衛生環境（温湿度等）を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター（大型扇風機）等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
要配慮者の避難所における支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者については避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備を学校や避難所運営協議会との連携を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
在宅・縁故避難の誘導強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

避難所や家庭における保健衛生活動の準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）を準備する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】</p>
避難者の健康管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。 <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画推進課】【危機管理課】【福祉課】 【高齢介護課】【健康支援課】</p>
福祉避難所の指定促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、公共建物等を福祉避難所に指定するとともに、災害時に速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害においても安全が確保されるよう、耐震化の促進や機能強化を支援する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】</p>
避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難場所としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【都市施設整備課】【教育総務課】【社会教育課】</p>
非構造部材の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所（生活避難場所）となる学校の屋内運動場や公民館等の非構造部材（天井落下防止、窓ガラス飛散防止、照明器具落下防止、バスケットゴール落下防止など）の耐震対策についても、躯体の耐震化に併せて取り組む。 <p style="text-align: right;">【教育総務課】【学校教育課】【社会教育課】</p>
災害時の栄養・食生活支援活動及びJDA-DAT受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者への栄養・食生活支援活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の受援体制を構築する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【健康支援課】【産業振興課】</p>

指標	現状値（H30）	目標値（R7）
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%
避難所のトイレ洋式化率	実施	継続
非構造部材の耐震化	実施	継続

目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ3-1 町の職員・町役場等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下	
町の業務継続に必要な体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、職員研修等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。 ● 業務継続計画（BCP）に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優先業務を行うための体制整備を進める。 <p style="text-align: right;">【総務課】【危機管理課】</p>
応急対応に必要な非常用電源等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急対応に必要な非常用電源等の確保をはじめとする災害備蓄品の充実を図る。 <p style="text-align: right;">【管財契約課】【危機管理課】</p>
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
防災意識を育てる防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を推進する。 ● 児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める。（再掲） <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
生涯学習事業における防災学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館や生涯学習センター等において、多様な人（子ども、大人、外国籍住民など）を対象とした防災に関する学習機会を提供する。 ● 災害時に外国籍住民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進める。（再掲） <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【社会教育課】</p>
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進む公共施設について、災害時における地域防災拠点として十分な機能を果たせるよう、計画的に整備・更新を進める。（再掲） <p style="text-align: right;">【高齢介護課】【産業振興課】【教育総務課】【社会教育課】</p>
消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に防災拠点となる消防団施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。 ● 停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

受援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 受援計画・マニュアルの作成・点検・見直し、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
災害・復興ボランティアの受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、杉戸町社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図る。 <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】</p>
災害対策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。(再掲) <p style="text-align: right;">【管財契約課】【危機管理課】</p>
会計に関する災害時マニュアルの整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備する。 <p style="text-align: right;">【会計課】</p>
災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールを作成する等して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。 <p style="text-align: right;">【総務課】</p>
安否参集確認システムの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。 <p style="text-align: right;">【総務課】【危機管理課】</p>
情報通信関連における業務継続体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの業務継続計画に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。 ● 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。 <p style="text-align: right;">【総務課】</p>
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

福祉避難所の指定促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、公共建物等を福祉避難所に指定するとともに、災害時に速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害においても安全が確保されるよう、耐震化の促進や機能強化を支援する。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】</p>	
道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>	
指定避難所以外の被災者の把握体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策を推進する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%

リスクシナリオ3-2

町の管理する重要な行政データの紛失

町の業務継続に必要な体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、職員研修等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。 ● 業務継続計画（BCP）に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優先業務を行うための体制整備を進める。(再掲) <p style="text-align: right;">【総務課】【危機管理課】</p>
都市計画基本図の更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画関連事業を推進するため、ベースとなる都市計画基本図を必要に応じて更新する。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
行政情報基盤の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクを軽減するため、重要な行政データのバックアップを行う。 ● 災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備の耐災性の強化を図る。 <p style="text-align: right;">【管財契約課】【総務課】</p>

目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

災害情報の共有と町民への適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
行政情報基盤の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクを軽減するため、重要な行政データのバックアップを行う。 ● 災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備の耐災性の強化を図る。(再掲) <p style="text-align: right;">【管財契約課】【総務課】</p>
情報発信体制の整備・正確な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ（防災ポータルサイト等）、防災情報アプリ、SNS、登録制メール、Lアラート等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。 ● 高齢者や障がい者などを想定した防災情報の提供体制や、多言語化した防災情報の提供体制を整備する。 ● 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保のため、WiFiの整備を進める。 ● 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

リスクシナリオ4-2

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

防災意識を育てる防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を推進する。 ● 児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める。(再掲) <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
生涯学習事業における防災学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館や生涯学習センター等において、多様な人（子ども、大人、外国籍住民など）を対象とした防災に関する学習機会を提供する。 ● 災害時に外国籍住民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進める。(再掲) <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【社会教育課】</p>

避難所における電源対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難している町民の情報通信機能の電力を確保するため、避難所ごとに電源（発電機及び燃料）の確保を検討する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
災害情報の収集・伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に迅速な対応や避難を行うための情報を提供していくため、防災行政無線をはじめとした多様な情報提供手段の確保を図るとともに、ドローン等の活用により、情報の収集・提供体制の強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
情報発信体制の整備・正確な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ（防災ポータルサイト等）、防災情報アプリ、SNS、登録制メール、Lアラート等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。 ● 高齢者や障がい者などを想定した防災情報の提供体制や、多言語化した防災情報の提供体制を整備する。 ● 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保のため、WiFiの整備を進める。 ● 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
要配慮者避難対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の避難確保計画の策定などの体制整備を推進する。 ● 避難生活の中で二次被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る。 ● 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図る。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】 【教育総務課】【学校教育課】【社会教育課】</p>
多文化共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など、多言語化による外国籍住民に対する対応の向上を図る。 ● 県や民間交流活動組織、NPO法人など支援組織と連携を強化し、外国籍住民の生活支援などを推進する。 ● 多文化共生社会を目指し、様々な機会を活用し、外国籍住民と一般町民の交流機会の拡大を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【住民協働課】</p>

目標5

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ5-1

サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

中小企業の強靱化	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取組、中小企業の防災力強化を促進する。 <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>
道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。また、北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなどBCP実効性の向上を促進する。 <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>

指標	現状値（H30）	目標値（R7）
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%

リスクシナリオ5-2

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>
交通手段の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 町民の日常生活に不可欠な交通手段として、バス路線の維持・確保を図り、バス事業者に対し、利便性の向上や輸送力の増強などについて、働きかけを行う。 <p style="text-align: right;">【総合政策課】 【住民協働課】</p>

指標	現状値（H30）	目標値（R7）
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%
町内巡回バス利用者数（年間）	20,629 人	21,660 人
路線バス利用者数（年間、3路線）	981,475 人	959,490 人
1日の運行回数（3路線）	255 便	253 便

リスクシナリオ5-3

食料等の安定供給の停滞

農地・農業水利施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">● 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。 【産業振興課】
食料生産体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 農業の振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化を図る。 【産業振興課】
被災農林業者への金融支援	<ul style="list-style-type: none">● 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。 【産業振興課】
物資の輸送体制の構築	<ul style="list-style-type: none">● 食料などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る。 【危機管理課】【産業振興課】

リスクシナリオ5-4

農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響

農業集落排水施設の機能保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する。 【産業振興課】
農地・農業水利施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。(再掲) 【産業振興課】
農産物加工・流通・販売体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、生産・加工・流通・販売の強化や農業を活かした交流を促進し、農家及び関係機関と連携のもと6次産業化や地域ブランド化を推進する。 【産業振興課】
農業の担い手・経営組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の約半分を農地が占めていることから、農地中間管理機構による農地の集約をはじめとした耕作基盤の整備とともに、農地やその周辺環境を地域が共同で保全をしていく活動を支援し、優良農地の保全と確保を図る。また、農業を引き継ぐ後継者や新たな就農者、認定農業者や農業法人の確保・育成を図るとともに、農業経営支援の充実を図る。 【産業振興課】
共済加入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する。 【産業振興課】

指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
農地集積率	27.1%	50.0%
新規就農者数 (累計値)	—	5人

目標6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ6-1		
電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
ライフラインの耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を要請、促進する。 	【都市施設整備課】【上下水道課】【産業振興課】
エネルギー供給事業者等との連絡強化	<ul style="list-style-type: none"> 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施するなど、事業者と町との連絡体制を強化する。 	【環境課】【都市施設整備課】【上下水道課】【産業振興課】
再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める。 地域のエネルギーは地域でまかなえるよう住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する。 	【管財契約課】【環境課】
防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、技術支援、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加等を受け技術力向上を図る。 	【危機管理課】【都市施設整備課】
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
杉戸町役場のCO2排出量	4,799,266kg	4,189,105kg

リスクシナリオ6-2		
上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停止		
安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> 水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。 浄水場に取り水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。 また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進める。【上下水道課】 	
水道施設等の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の計画的な整備と長寿命化を図り、安全で安定した水道水の供給を図る。（再掲） 	【上下水道課】

応急給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図る。(再掲) 【上下水道課】 	
農地・農業水利施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。(再掲) 【産業振興課】 	
防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、技術支援、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加を受け技術支力向上を図る。(再掲) 【危機管理課】【都市施設整備課】 	
節水型都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 渇水に強い都市にするため、住民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む。 【上下水道課】 	
住民の節水の取組のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの住民の節水の取組の推進を図る。 【上下水道課】 	
指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
水道耐震管延長	50,336m	60,136m

リスクシナリオ6-3		
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行う。 【上下水道課】 	
農業集落排水施設の機能保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する。(再掲) 【産業振興課】 	
合併処理浄化槽への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用水域の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿処理の減少と合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加を踏まえながら、広域的連携のもと、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理体制の充実を図る。 【環境課】 	

リスクシナリオ6-4

大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

帰宅困難者対策の推進

- 帰宅困難者が発生した場合に備え、災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携し、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を推進する。
- 帰宅困難者が発生した場合、被害状況や交通情報、一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行う。

【危機管理課】

目標7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

密集市街地対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 密集市街地等における老朽建築物の建て替えや住宅の耐震化・不燃化、空き家対策等を進めることで、防災性を高めるまちづくりを推進する。(再掲) 【危機管理課】【建築課】
感震ブレーカーの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般住宅における感震ブレーカーや、住宅用火災警報器の設置を推進し、火災の発生防止に取り組む。(再掲) 【危機管理課】
狭あい道路の拡幅整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火活動や救助活動等の災害活動を円滑化し、避難経路を確保する観点から、狭あい道路の拡幅を推進する。(再掲) 【都市施設整備課】
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。(再掲) 【危機管理課】

指標	現状値 (H30)	目標値 (R7)
地区防災計画策定率	0.0%	10.0%
自主防災組織の防災士所属率	24.5%	50.0%

リスクシナリオ7-2

空き家を含む沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

緊急輸送道路等の避難経路沿道建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震災害による倒壊により、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある一定規模以上の沿道建築物の所有者に対して、啓発や耐震診断・耐震改修等に対する支援を行う。(再掲) 【建築課】
道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。(再掲) 【都市施設整備課】
空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な空き家の所有者に対し、適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等として、助言・指導等を行うことで改善を図る。(再掲) 【危機管理課】

関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%
町内空き家解消件数（累積値）	－	10件

リスクシナリオ7-3

有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

有害物質等の流出対策の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進する。併せて、化学物質等を使用している施設の耐震化等、有害物質が流出しない対策を講ずるよう促す。 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
危険物施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
放射線モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣接自治体で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
住宅・建築物のアスベスト対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。 <p style="text-align: right;">【環境課】【建築課】</p>

リスクシナリオ7-4		
農地・森林等の被害による地域の荒廃		
農業の担い手・経営組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の約半分を農地が占めていることから、農地中間管理機構による農地の集約をはじめとした耕作基盤の整備とともに、農地やその周辺環境を地域が共同で保全していく活動を支援し、優良農地の保全と確保を図る。また、農業を引き継ぐ後継者や新たな就農者、認定農業者や農業法人の確保・育成を図るとともに、農業経営支援の充実を図る。(再掲) 	【産業振興課】
被災農林業者への金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。(再掲) 	【産業振興課】
農地・農業水利施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。(再掲) 	【産業振興課】
鳥獣被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。 	【産業振興課】
指標	現状値	目標値 (R7)
新規就農者数 (累計値)	—	5人

目標8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">● 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
ストックヤードの確保	<ul style="list-style-type: none">● 災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があり、また、近年、その規模も拡大する傾向にあり、これらに対応するため、適切な事前措置が必要である。このため、災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高める。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【環境課】</p>
災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上	<ul style="list-style-type: none">● 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県一般廃棄物連合会との協定以外にも、民間業者との協力体制の強化を図る。 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
地籍調査の実施	<ul style="list-style-type: none">● 大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>

リスクシナリオ8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害・復興ボランティアの受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none">● 災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、杉戸町社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】</p>
災害ボランティアコーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none">● 杉戸町社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。 <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】</p>
災害対応に不可欠な建設業との連携	<ul style="list-style-type: none">● 応急復旧活動等が円滑に進められるよう、建設業界等との協力体制を整備する。 <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】【建築課】</p>

リスクシナリオ 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
応急復旧の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧について、被災時には、国や県、近隣自治体との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。 ● 被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
発災前からの都市の復興への備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【住民協働課】</p>
治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要河川の治水対策などについて、管理者である国・県に対し、維持管理や防災対策について要望する。(再掲) <p style="text-align: right;">【住民協働課】【都市施設整備課】</p>
ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 管きよ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築、修繕等を図る。また、ハザードマップの改訂と周知を実施する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【都市施設整備課】</p>
液状化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内には地震等が発生した場合に液状化が発生する危険が高い地域が存在しているため、当該地域における液状化の防止等に向けた取組を検討する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【都市施設整備課】【上下水道課】【建築課】【産業振興課】</p>

リスクシナリオ 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
地域コミュニティ機能の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努める。 ● 町民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。 <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】</p>
文化財の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種文化財や収蔵物・希書が災害で毀損するリスクを低減するため、管理方法の見直しや設備整備を推進していく。 <p style="text-align: right;">【社会教育課】</p>
文化財・観光資源の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう、関係団体等との協力・連携体制を構築する。 <p style="text-align: right;">【社会教育課】</p>

リスクシナリオ 8 - 5		
事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
<p>応急仮設住宅 建設候補地リ ストの更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、用地の選定を進めているが、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。 	【都市施設整備課】【建築課】
<p>災害時におけ る応急仮設住 宅の供給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において迅速に応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関等との連携を図る。 	【都市施設整備課】【建築課】
<p>災害時におけ る民間賃貸住 宅の被災者へ の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において迅速に借上げ応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。 	【都市施設整備課】【建築課】
<p>罹災証明書の 迅速な発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に参加するとともに、国・県や他市町村からの応援職員の受け入れ体制の整備等を行う。 	【危機管理課】【税務課】【建築課】
<p>公営住宅の維 持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅（下高野団地 18 戸、三本木団地 57 戸）の適切な維持管理及び運営を目的として、埼玉県地域住宅計画及び杉戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行い、既存ストックを最大限に活用するとともに運営方法の最適化を検討し、将来的な住宅計画のあり方を見出す。(再掲) 	【建築課】
<p>発災前からの 都市の復興へ の備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する。(再掲) 	【住民協働課】【危機管理課】
指標	現状値	目標値
住家被害認定調査研修受講職員数	—	1 名以上/年間

リスクシナリオ 8 - 6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	
災害情報の共有と町民への適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。(再掲) <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。 <p style="text-align: right;">【秘書広報課】</p>
中小企業の強靱化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進する。(再掲) <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>

リスクシナリオ 8-7 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態		
被災者の住環境の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県と連携し、被災者に対する住まいの総合相談や住まいの減災対策、住宅ローン、災害援護資金等優遇などの支援を進める。 ● 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する。災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給する。 <p style="text-align: right;">【危機管理課】【税務課】【福祉課】【建築課】</p>	
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>	
大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地耐震化推進事業を活用し、大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害の防止対策を推進する。 ● 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知することで、住民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る。 <p style="text-align: right;">【建築課】</p>	
地籍調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。（再掲） <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>	
道路ネットワークの整備・通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【都市施設整備課】</p>	
災害・復興ボランティアの受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、杉戸町社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図る。（再掲） <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】</p>	
災害ボランティアコーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 杉戸町社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。（再掲） <p style="text-align: right;">【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】</p>	
指標	現状値（H30）	目標値（R7）
インフラ整備に対する満足度	29.3%	40.0%

■重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標(8)	重点的に推進する取組
① 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-6 災害対応の遅延等により、多数の死傷者・要救助者・行方不明者が発生する事態
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町職員・町役場等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下 5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停止
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-4 農地・森林等の被害による地域の荒廃
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、基本計画及び県地域計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定した。

■個別施策分野、横断的分野

個別施策分野	①	行政機能	横断的分野	⑫	リスクコミュニケーション
	②	住宅・都市		⑬	人材育成
	③	保健医療・福祉・子育て		⑭	老朽化対策
	④	エネルギー			
	⑤	情報通信			
	⑥	産業・観光			
	⑦	交通			
	⑧	農業			
	⑨	都市基盤・環境			
	⑩	土地利用・国土保全			
	⑪	教育・文化			

6-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

施策分野と脆弱性評価で設定した「起きてはならない最悪の事態」の関係(マトリクス表)を整理した。

起きてはならない最悪の事態 【リスクシナリオ(第5章)】	個別施策分野											横断的分野		
	① 行政機能	② 住宅・都市	③ 保健医療・福祉・子育て	④ エネルギー	⑤ 情報通信	⑥ 産業・観光	⑦ 交通	⑧ 農業	⑨ 都市基盤・環境	⑩ 国土保全	⑪ 土地利用・教育・文化	⑫ リスクコミュニケーション	⑬ 人材育成	⑭ 老朽化対策
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●	●					●				●	●		●
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	●	●							●			●		●
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●				●				●	●	●	●		
1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	●						●	●						
1-5 竜巻に伴う多数の死傷者の発生	●	●			●		●				●	●		
1-6 災害対応の遅延等により、多数の死傷者・要救助者・行方不明者が発生する事態	●											●	●	
1-7 町民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生	●										●	●	●	
1-8 猛暑による熱中症を伴う死傷者の発生		●	●									●		
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●					●	●	●				●		●
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●											●		●

起きてはならない最悪の事態 【リスクシナリオ（第5章）】	個別施策分野											横断的分野		
	① 行政機能	② 住宅・都市	③ 保健医療・福祉・子育て	④ エネルギー	⑤ 情報通信	⑥ 産業・観光	⑦ 交通	⑧ 農業	⑨ 都市基盤・環境	⑩ 国土保全	⑪ 土地利用・教育・文化	⑫ リスクコミュニケーション	⑬ 人材育成	⑭ 老朽化対策
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●		●	●								●		
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			●											
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数 の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●		●						●		●	●	●	●
3-1 町職員・町役場等防災拠点施設の被災による機能の 大幅な低下	●		●	●	●		●				●	●	●	●
3-2 町の管理する重要な行政データの紛失	●				●				●					
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能 停止					●							●		
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報 の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる 事態	●		●	●	●						●	●	●	
5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産 力低下						●	●				●	●		●
5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止							●							●
5-3 食料等の安定供給の停滞	●							●	●			●		●
5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活 動への甚大な影響							●				●	●	●	
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や 都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長 期間にわたる機能の停止	●	●		●							●		●	
6-2 上水道、農業・工業用水等の長期間にわたる供給停 止		●						●	●		●	●	●	●
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止								●	●					
6-4 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断され る事態									●					
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数 の死傷者の発生	●	●									●	●	●	●
7-2 空き家を含む沿道の建物倒壊による直接的な被害 及び交通麻痺	●	●					●				●		●	●
7-3 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃		●							●					
7-4 農地・森林等の被害による地域の荒廃								●	●				●	●
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復 興が大幅に遅れる事態									●	●				
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、 労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い 復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくな る事態			●			●							●	
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生 により復興が大幅に遅れる事態	●	●							●				●	
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニテ ィの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●					●							●	
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が 進まず復興が大幅に遅れる事態	●	●											●	
8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失 業・倒産等による地域経済等への甚大な影響					●	●								
8-7 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	●	●	●				●	●				●	●	●

6-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの本町の取組の方向性は以下に示すとおりである。

○-○の囲みは、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の該当番号である。

(1) 行政機能

- ① 地域防災力の向上【危機管理課】 1-1、1-2、1-5、1-6、1-7、2-2、2-3、
2-5、3-1、7-1

埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。

また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。

- ② 災害情報の収集・伝達体制の整備【危機管理課】 1-3、1-5、4-2

災害発生時に迅速な対応や避難を行うための情報を提供していくため、防災行政無線をはじめとした多様な情報提供手段の確保を図るとともに、ドローン等の活用により、情報の収集・提供体制の強化を図る。

- ③ 除雪体制の確保【都市施設整備課】 1-4

地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。

- ④ 積雪寒冷を想定した避難所等の対策【危機管理課】 1-4

避難施設における冬季防寒対策の充実のために毛布、ストーブ等の資機材の確保に努める。

- ⑤ 災害対策機能の強化【管財契約課】【危機管理課】 1-6、3-1

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。

- ⑥ 関係機関等との連携強化【危機管理課】 1-6、2-1、2-2、2-3、3-1、7-2、8-7

災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。

⑦ 物資の供給体制等の強化【危機管理課】【産業振興課】 2-1

食料などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る。

⑧ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備【住民協働課】【産業振興課】 2-1

災害時の協力体制の構築や連携事業による交流人口の増加などを推進するため、福島県双葉郡富岡町、埼玉県児玉郡神川町との交流をはじめ、日光街道周辺の自治体との連携など、地域間の交流と連携の強化を図る。

⑨ 広域防災拠点の整備【危機管理課】 2-2

大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

⑩ 避難所の機能・安全性の確保【教育総務課】【学校教育課】 2-5

学校施設が、避難所として機能するように、電気・ガス・上下水道などのライフラインの更新、長寿命化改修等の老朽化対策を推進する。

学校施設は、避難所として長期使用されることが想定されるため、トイレの洋式化などを推進し、安全安心な避難所機能の充実を図る。

⑪ 避難所における給水の確保【危機管理課】【上下水道課】 2-5

非常時に備え、給水車を適切に管理するとともに、非常用組立給水タンク等の設置が出来るように準備する。

また、必要に応じて給水パックによる給水を円滑に行うことができるよう、給水パックの在庫管理を適切に行う。

⑫ 避難場所の整備【危機管理課】【都市施設整備課】【教育総務課】【社会教育課】 2-5

指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難場所としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。

⑬ 非構造部材の耐震化【教育総務課】【学校教育課】【社会教育課】 2-5

指定避難所（生活避難場所）となる学校の屋内運動場や公民館等の非構造部材（天井落下防止、窓ガラス飛散防止、照明器具落下防止、バスケットゴール落下防止など）の耐震対策についても、躯体の耐震化に併せて取り組む。

⑭ 町の業務継続に必要な体制の整備【総務課】【危機管理課】 3-1、3-2

災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、職員研修等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

業務継続計画（BCP）に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優先業務を行うための体制整備を進める。

⑮ 会計に関する災害時マニュアルの整備等【会計課】 3-1

災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備する。

⑯ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【管財契約課】【環境課】 6-1

公共施設の設定設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める。

地域のエネルギーは地域でまかなえるよう住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する。

⑰ 応急復旧の体制整備【危機管理課】 8-3

応急復旧について、被災時には、国や県、近隣自治体との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。

被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。

⑱ 地域コミュニティ機能の維持・活性化【住民協働課】【危機管理課】 8-4

災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努める。

町民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。

⑲ 罹災証明書の迅速な発行【危機管理課】【税務課】【建築課】 8-5

大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に参加するとともに、国・県や他市町村からの応援職員の受け入れ体制の整備等を行う。

**⑳ 災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【高齢介護課】【産業振興課】
【教育総務課】【社会教育課】** 1-1、3-1

老朽化が進む公共施設について、災害時における地域防災拠点として十分な機能を果たせるよう、計画的に整備・更新を進める。

㊸ タイムラインの運用【危機管理課】 1-3

災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた洪水対応タイムラインの運用により、被害の最小化を図る。

㊹ 広域的避難の枠組み整備【危機管理課】 1-3

広域的な市街地等の浸水が予想される場合には町域を越えた避難が必要となるため、町民を広域的に避難させる枠組みの整備に向けて、県や近隣自治体と連携協力しながら、検討を進める。

㊺ 消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進【危機管理課】 2-2、3-1

災害時に防災拠点となる消防団施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。

㊻ 受援体制の構築【危機管理課】 3-1

受援計画・マニュアルの作成・点検・見直し、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応する。

㊼ 指定避難所以外の被災者の把握体制【危機管理課】 3-1

大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策を推進する。

㊽ 物資の輸送体制の構築【危機管理課】【産業振興課】 5-3

食料などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る。

(2) 住宅・都市

① 住宅・建築物の耐震化等の促進【建築課】 1-1

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。

② 公共施設等の耐震化【教育総務課】 1-1

町立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。

③ 多数の人が利用する建築物の耐震化【建築課】 1-1

人が多数集まるような民間建築物については、災害発生時の倒壊等を防ぐ観点から引き続き耐震化を進めるとともに、建物内における被害を防ぐために家具等について転倒防止対策を行うことの周知を図る。また、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、点検や生け垣等への変更等の支援を行う。

④ 公営住宅の維持管理【建築課】 1-1、8-5

町営住宅（下高野団地 18 戸、三本木団地 57 戸）の適切な維持管理及び運営を目的として、埼玉県地域住宅計画及び杉戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行い、既存ストックを最大限に活用するとともに運営方法の最適化を検討し、将来的な住宅計画のあり方を見出す。

⑤ 建築物等からの二次災害防止対策【建築課】 1-1

人が多数集まるような民間建築物については、吊り天井など非構造部材の耐震化等にも取り組む。

⑥ 空き家対策の推進【危機管理課】 1-1、1-5、7-2

管理不全な空き家の所有者に対し、適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等として、助言・指導等を行うことで改善を図っていく。

⑦ 密集市街地対策【危機管理課】【建築課】 1-2、7-1

密集市街地等における老朽建築物の建て替えや住宅の耐震化・不燃化、空き家対策等を進めることで、防災性を高めるまちづくりを推進する。

⑧ 感震ブレイカーの設置促進【危機管理課】 1-2、7-1

一般住宅における感震ブレイカーや、住宅用火災警報器の設置を推進し、火災の発生防止に取り組む。

⑨ 熱中症対策の設備・機器の整備【高齢介護課】【産業振興課】【教育総務課】

【社会教育課】 1-8

町有施設へのエアコン、微細ミスト、サーキュレーター等の配備、屋外等で気分が悪くなった方のための一時的な休息場所の整備を行う。

⑩ ヒートアイランド対策の推進【環境課】 1-8

屋上壁面緑化などヒートアイランド対策を推進する。

⑪ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【管財契約課】【環境課】 6-1

公共施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める。

地域のエネルギーは地域でまかなえるよう住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する。

⑫ 節水型都市づくりの推進【上下水道課】 6-2

渇水に強い都市にするため、住民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む。

⑬ 危険物施設の耐震化の促進【危機管理課】 7-3

災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

⑭ 住宅・建築物のアスベスト対策の促進【環境課】【建築課】 7-3

吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

⑮ 発災前からの都市の復興への備え【住民協働課】【危機管理課】 8-3、8-5

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する。

**⑯ 液状化への対応【危機管理課】【都市施設整備課】【上下水道課】【建築課】
【産業振興課】 8-3**

町内には地震等が発生した場合に液状化が発生する危険が高い地域が存在しているため、当該地域における液状化の防止等に向けた取組を検討する。

⑰ 応急仮設住宅建設候補地リストの更新【都市施設整備課】【建築課】 8-5

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、用地の選定を進めているが、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

⑱ 災害時における応急仮設住宅の供給【都市施設整備課】【建築課】 8-5

災害時において迅速に応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関等との連携を図る。

⑱ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供【都市施設整備課】【建築課】 8-5

災害時において、迅速に借上げ応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

⑳ 被災者の住環境の整備・確保【危機管理課】【税務課】【福祉課】【建築課】 8-7

国、県と連携し、被災者に対する住まいの総合相談や住まいの減災対策、住宅ローン、災害援護資金等優遇などの支援を進める。

早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する。

災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給する。

㉑ 大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知【建築課】 8-7

宅地耐震化推進事業を活用し、大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害の防止対策を推進する。

大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知することで、住民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る。

(3) 保健医療・福祉・子育て

① 熱中症警戒アラートの周知・確実な伝達体制の整備【危機管理課】【健康支援課】

1-8

国から「熱中症警戒アラート」が発表された際に町民が取るべき行動や、日頃の熱中症対策に関する町民への周知と、町民へのアラートの伝達手段の整備、伝達手段の運用ルールを構築を行う。

② 災害時医療体制の確保【危機管理課】【健康支援課】 2-3

平常時から県・医療機関との協定等を通じた体制の構築、医療情報の共有・連携を推進する必要がある。

③ 災害派遣福祉チーム(DWAT)による福祉的支援の促進【福祉課】【子育て支援課】

【高齢介護課】 2-3

災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携によりDWATの取組を促進する。

④ 感染症の発生・まん延防止【危機管理課】【健康支援課】【環境課】 2-4

避難者の間で感染症が流行しないよう、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を構築し、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。

⑤ 避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進

【健康支援課】 2-4

トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

⑥ 災害対応時の感染防止【危機管理課】 2-4

防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための工夫を検討する。

⑦ 自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【危機管理課】【健康支援課】 2-4

自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、県、町、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。

⑧ 避難所開設・運営方法の確立【危機管理課】 2-4

避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。

⑨ 災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備【危機管理課】【健康支援課】 2-4

発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都道府県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

⑩ 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策【健康支援課】【環境課】 2-4

床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、感染症拡大防止の知識や情報を住民に普及・啓発するなど、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討する。

⑪ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康支援課】 2-4

感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止対策を実施し、必要に応じ、国、県等へ防疫活動要員の派遣要請を行う。

⑫ 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機管理課】 2-5

平成28年熊本地震を踏まえ、被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。

避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド等の準備について検討する。また、避難所のニーズに合った物資を供給できるよう、災害オペレーション支援システム等を活用して、県へ必要となる物資等を報告する。

⑬ 避難所となる施設の感染症予防対策【危機管理課】【健康支援課】 2-5

避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、0157 などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。

⑭ 避難所における衛生管理【危機管理課】【健康支援課】 2-5

避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備する。また、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営に努めるとともに、定期的な運営訓練により実効性を高める。

⑮ 避難所における健康管理のための環境整備【危機管理課】 2-5

体育館等の室内の衛生環境（温湿度等）を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター（大型扇風機）等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。

⑯ 要配慮者の避難所における支援体制整備【危機管理課】 2-5

障がい者については避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備を学校や避難所運営協議会との連携を図る。

⑰ 避難所や家庭における保健衛生活動の準備【危機管理課】【健康支援課】 2-5

手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）を準備する。

⑱ 避難者の健康管理体制の強化【人権・男女共同参画推進課】【危機管理課】【福祉課】【高齢介護課】【健康支援課】 2-5

避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

⑲ 福祉避難所の指定促進【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】 2-5、3-1

避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、公共建物等を福祉避難所に指定するとともに、災害時に速やかに施設入所できるよう、

日常から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害においても安全が確保されるよう、耐震化の促進や機能強化を支援する。

⑳ 災害時の栄養・食生活支援活動及び JDA-DAT 受援体制の整備【危機管理課】

【健康支援課】【産業振興課】 2-5

避難者への栄養・食生活支援活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の受援体制を構築する。

㉑ 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制【総務課】 3-1

災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールを作成して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。

㉒ 要配慮者避難対策の推進【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】

【教育総務課】【学校教育課】【社会教育課】 4-2

要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の避難確保計画の策定などの体制整備を推進する。

避難生活の中で二次被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る。

指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図る。

㉓ 災害・復興ボランティアの受入体制の確立【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】

3-1、8-2、8-7

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、杉戸町社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図る。

㉔ 災害ボランティアコーディネーターの育成【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】 8-2、8-7

杉戸町社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。

(4) エネルギー

① 緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保【危機管理課】 2-3

埼玉県石油協同組合杉戸支部及び三和エネルギー株式会社との具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療機関等への燃料供給の確保を図る。

② 応急対応に必要な非常用電源等の確保【管財契約課】【危機管理課】 3-1

応急対応に必要な非常用電源等の確保をはじめとする災害備蓄品の充実を図る。

③ 避難所における電源対策【危機管理課】 4-2

避難している町民の情報通信機能の電力を確保するため、避難所ごとに電源（発電機及び燃料）の確保を検討する。

④ ライフラインの耐震化の促進【都市施設整備課】【上下水道課】【産業振興課】 6-1

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を要請、促進する。

⑤ エネルギー供給事業者等との連絡強化【環境課】【都市施設整備課】【上下水道課】【産業振興課】 6-1

電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施するなど、事業者と町との連絡体制を強化する。

(5) 情報通信

① 災害情報の共有と町民への適切な提供【危機管理課】 1-3、1-5、4-1、8-6

県の災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

② 情報発信体制の整備・正確な情報発信【危機管理課】 4-1、4-2

防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ（防災ポータルサイト等）、防災情報アプリ、SNS、登録制メール、Lアラート等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。

高齢者や障がい者などを想定した防災情報の提供体制や、多言語化した防災情報の提供体制を整備する。

発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保のため、Wi-Fiの整備を進める。

災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。

③ 安否参集確認システムの利用促進【総務課】【危機管理課】 3-1

職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。

④ 情報通信関連における業務継続体制の整備【総務課】 3-1

非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの業務継続計画に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

⑤ 行政情報基盤の防災機能の強化【管財契約課】【総務課】 3-2、4-1

ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクを軽減するため、重要な行政データのバックアップを行う。

災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備の耐災性の強化を図る。

⑥ 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【秘書広報課】 8-6

災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

(6) 産業・観光

① 産業施設の安全対策の強化【危機管理課】【都市施設整備課】【上下水道課】

【環境課】 2-1

ガスホルダーなどライフラインに関する重要な産業施設に対して、各施設に応じた安全対策を万全にするための取組を要請、推進する。

② 産業施設の防災体制の充実強化【危機管理課】【環境課】【都市施設整備課】

【上下水道課】 2-1

高圧ガス設備など、災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化等、防災体制の充実強化を要請、推進する。

③ 中小企業の強靱化【産業振興課】 5-1、8-6

国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進する。

④ 災害対応に不可欠な建設業との連携【都市施設整備課】【建築課】 8-2

応急復旧活動等が円滑に進められるよう、建設業界等との協力体制を整備する。

⑤ 文化財の防災対策の推進【社会教育課】 8-4

各種文化財や収蔵物・希書が災害で毀損するリスクを低減するため、管理方法の見直しや設備整備を推進していく。

⑥ 文化財・観光資源の早期復旧【社会教育課】 8-4

復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう、関係団体等との協力・連携体制を構築する。

(7) 交通

① 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化【建築課】 1-1、7-2

地震災害による倒壊により、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある一定規模以上の沿道建築物の所有者に対して、啓発や耐震診断・耐震改修等に対する支援を行う。

② 道路ネットワークの整備・通行の確保【都市施設整備課】 1-1、2-1、3-1、5-1

5-2、7-2、8-7

道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。

（道路や橋りょうの適切な維持管理のため、「道路舗装修繕計画」や「橋りょう長寿命化計画」等に基づく計画的な補修や損傷している生活道路等の応急的な補修を行う。また、緊急輸送道路や主要な幹線道路においては、車両や歩行者の通行量、安全性、災害時の必要性などを踏まえ、耐震化や拡幅整備など、安心、安全な道路環境の確保を図る。）

③ 避難路の通行確保対策【危機管理課】 1-1

夜間の道路環境の向上により交通事故防止を図るため、長寿命・省エネルギーのLED道路照明灯の新規設置を行う。また、既存の道路照明灯で修繕等が必要なものから順次LEDへ切替を行っていく。

既存道路照明灯の内、水銀灯については「水銀に関する水俣条約」により2021年から、製造、輸入が禁止となり、他の光源（LED）へ変更が必要不可欠となるため優先的に切替を行っていく。

④ 無電柱化の推進【都市施設整備課】【市街地整備推進室】 1-1、1-5

災害時においてその機能を発揮することができるよう、適切な補修等の維持管理を行い、道路環境を維持するとともに、主要な道路において無電柱化を進める。

⑤ 暴風雪時における道路管理体制の強化【都市施設整備課】 1-4

道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める。

⑥ 路面の凍結防止対策【都市施設整備課】 1-4

凍結防止剤により、坂道等の路面凍結による事故を防止する。

⑦ 交通手段の連携強化【総合政策課】【住民協働課】 5-2

町民の日常生活に不可欠な交通手段として、バス路線の維持・確保を図り、バス事業者に対し、利便性の向上や輸送力の増強などについて、働きかけを行う。

(8) 農業

① 農地・農業水利施設等の整備【産業振興課】 5-3、5-4、6-2、7-4

災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

② 食料生産体制の強化【産業振興課】 5-3

農業の振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化を図る。

③ 被災農林業者への金融支援【産業振興課】 5-3、7-4

被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。

④ 農業集落排水施設の機能保全【産業振興課】 5-4、6-3

災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する。

⑤ 農産物加工・流通・販売体制の強化【産業振興課】 5-4

農地の保全や災害時の食料供給に資するため、生産・加工・流通・販売の強化や農業を活かした交流を促進し、農家及び関係機関と連携のもと6次産業化や地域ブランド化を推進する。

⑥ 農業の担い手・経営組織の育成【産業振興課】 5-4、7-4

町の約半分を農地が占めていることから、農地中間管理機構による農地の集約をはじめとした耕作基盤の整備とともに、農地やその周辺環境を地域が共同で保全していく活動を支援し、優良農地の保全と確保を図る。また、農業を引き継ぐ後継者や新たな就農者、認定農業者や農業法人の確保・育成を図るとともに、農業経営支援の充実を図る。

⑦ 共済加入の促進【産業振興課】 5-4

農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する。

(9) 都市基盤・環境

① 狭あい道路の幅整備【都市施設整備課】 1-2、7-1

消火活動や救助活動等の災害活動を円滑化し、避難経路を確保する観点から、狭あい道路の幅を推進する。

② 治水対策の推進【都市施設整備課】 1-3、8-3

主要河川の治水対策などについて、管理者である国・県に対し、維持管理や防災対策について要望する。

③ 浸水対策事業【都市施設整備課】 1-3

浸水被害が多発する地域については浸水被害を軽減する対策を推進する。

④ 豪雪災害時の災害救助法適用【建築課】 1-4

豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

⑤ 水道施設等の耐震化等の推進【上下水道課】 2-1、6-2

水道施設の計画的な整備と長寿命化を図り、安全で安定した水道水の供給を図る。

⑥ 応急給水体制の整備【上下水道課】 2-1、6-2

災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図る。

⑦ 「道の駅」の防災拠点化【産業振興課】 2-1

道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を要請、推進する。

⑧ 避難所における物資、資機材の確保【危機管理課】 2-5

災害用備蓄物資（水、食料及び衛生用品等）の保有量を計画的に増やす。近隣自治体等との連携を強化する。小売り、流通等の民間事業者等と物資の確保等についての協定締結を推進する。

⑨ 都市計画基本図の更新【都市施設整備課】 3-2

都市計画関連事業を推進するため、ベースとなる都市計画基本図を必要に応じて更新する。

⑩ 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【上下水道課】 6-2

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。

浄水場に取水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。

また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進める。

⑪ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【上下水道課】 6-3

災害時においても下水道施設が適切に機能するように、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行う。

⑫ 合併処理浄化槽への転換促進【環境課】 6-3

公共用水域の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿処理の減少と合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加を踏まえながら、広域的連携のもと、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理体制の充実を図る。

⑬ 帰宅困難者対策の推進【危機管理課】 6-4

帰宅困難者が発生した場合に備え、災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携し、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を推進する。

帰宅困難者が発生した場合、被害状況や交通情報、一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行う。

⑭ 有害物質等の流出対策の確実な実施【環境課】 7-3

毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進する。併せて、化学物質等を使用している施設の耐震化等、有害物質が流出しない対策を講ずるよう促す。

⑮ 放射線モニタリングの実施【環境課】 7-3

隣接自治体で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

⑯ 鳥獣被害防止対策の推進【産業振興課】 7-4

鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

⑰ 災害廃棄物の適正処理の推進【環境課】 8-1

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

⑱ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上【環境課】 8-1

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県一般廃棄物連合会との協定以外にも、民間業者との協力体制の強化を図る。

⑲ 地籍調査の実施【都市施設整備課】 8-1、8-7

大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。

⑳ ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進【危機管理課】【都市施設整備課】 8-3

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築、修繕等を図る。また、ハザードマップの改訂と周知を実施する。

(10) 土地利用・国土保全

① 安全・安心を実現する国土利用【都市施設整備課】 1-3

都市のコンパクト化と強靱化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討する。

② スtockヤードの確保【危機管理課】【環境課】 8-1

災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があり、また、近年、その規模も拡大する傾向にあり、これらに対応するため、適切な事前措置が必要である。このため、災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高める。

(11) 教育・文化

① 学校の室内安全対策【子育て支援課】【教育総務課】 1-1

園児と児童生徒等の命を守るための安全性の確保や避難所として防災機能の強化をはじめ、老朽化が進む保育所、幼稚園及び小中学校施設等の計画的な改修による長寿命化を推進する。

② 防災意識を育てる防災教育の充実【学校教育課】 1-7、3-1、4-2

災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を推進する。

児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める。

③ 生涯学習事業における防災学習の推進【住民協働課】【危機管理課】【社会教育課】

1-7、3-1、4-2

公民館や生涯学習センター等において、多様な人々（子ども、大人、外国籍住民など）を対象とした防災に関する学習機会を提供する。

災害時に外国籍住民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進める。

④ 洪水ハザードマップの作成・周知【危機管理課】 1-3、1-7

現在の洪水ハザードマップについて、平成27年度の水防法の改正による「想定し得る最大規模の降雨」に反映させているが、国の動向を注視し、必要に応じて適宜更新を行い町民へ速やかな周知を図る。

⑤ 避難行動の確立【危機管理課】 1-3、1-5、1-7

誰もが命を守る効果的な避難行動をとることができるよう、災害時要支援者の把握、障がい者の防災訓練への参加や学校における児童・生徒の安全確保など、地域の実情に沿った避難行動の確立を図る。

⑥ 多文化共生社会の推進【住民協働課】 1-7、4-2

外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など、多言語化による外国籍住民に対する対応の向上を図る。

県や民間交流活動組織、NPO 法人など支援組織と連携を強化し、外国籍住民の生活支援などを推進する。

多文化共生社会を目指し、様々な機会を活用し、外国籍住民と一般町民の交流機会の拡大を図る。

⑦ 避難所運営の円滑化【危機管理課】 2-5

避難所の運営は、避難者が自ら行うべきものであることを、防災講演会、出前講座及び広報紙などを通じて啓発する。

地域における避難所運営のリーダーを養成するため避難所運営研修（HUG）を実施する。

避難所を避難者自らが運営できるように「避難所運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置する。

⑧ 在宅・縁故避難の誘導強化【危機管理課】 2-5

避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。

⑨ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進【産業振興課】 5-1

災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。また、北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなどBCP実効性の向上を促進する。

⑩ 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組【危機管理課】【都市施設整備課】

6-1、6-2

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、技術支援、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加等を受け技術力向上を図る。

⑪ 住民の節水の取組のための啓発【上下水道課】 6-2

各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの住民の節水の取組の推進を図る。

(12) リスクコミュニケーション

① 地域防災力の向上【危機管理課】 1-1、1-2、1-5、1-6、1-7、2-2、2-3、2-5、3-1、7-1

埼玉東部消防組合や消防団の出動体制を確保し、消防救急体制の充実・強化を図るとともに、町民による火災予防への取組や適切な救急車の利用を啓発する。また、自主防災組織等の活動を支援するため、初期消火訓練や救急救命訓練などを実施し、消防・救急知識の普及を図る。

② 洪水ハザードマップの作成・周知【危機管理課】 1-3、1-7

現在の洪水ハザードマップについて、平成27年度の水防法の改正による「想定し得る最大規模の降雨」に反映させているが、国の動向を注視し、必要に応じて適宜更新を行い町民へ速やかな周知を図る。

③ タイムラインの運用【危機管理課】 1-3

災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた洪水対応タイムラインの運用により、被害の最小化を図る。

④ 避難行動の確立【危機管理課】 1-3、1-5、1-7

誰もが命を守る効果的な避難行動をとることができるよう、災害時要支援者の把握、障がい者の防災訓練への参加や学校における児童・生徒の安全確保など、地域の実情に沿った避難行動の確立を図る。

⑤ 広域的避難の枠組み整備【危機管理課】 1-3

広域的な市街地等の浸水が予想される場合には町域を越えた避難が必要となるため、町民を広域的に避難させる枠組みの整備に向けて、県や近隣自治体と連携協力しながら、検討を進める。

⑥ 関係機関等との連携強化【危機管理課】 1-6、2-1、2-2、2-3、3-1、7-2、8-7

災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、関係機関との連携強化を図る。

⑦ 多文化共生社会の推進【住民協働課】 1-7、4-2

外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など、多言語化による外国籍住民に対する対応の向上を図る。

県や民間交流活動組織、NPO 法人など支援組織と連携を強化し、外国籍住民の生活支援などを推進する。

多文化共生社会を目指し、様々な機会を活用し、外国籍住民と一般町民の交流機会の拡大を図る。

⑧ 熱中症警戒アラートの周知・確実な伝達体制の整備【危機管理課】【健康支援課】 1-8

国から「熱中症警戒アラート」が発表された際に町民が取るべき行動や、日頃の熱中症対策に関する町民への周知と、町民へのアラートの伝達手段の整備、伝達手段の運用ルール構築を行う。

⑨ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備【住民協働課】【産業振興課】 2-1

災害時の協力体制の構築や連携事業による交流人口の増加などを推進するため、福島県双葉郡富岡町、埼玉県児玉郡神川町との交流をはじめ、日光街道周辺の自治体との連携など、地域間の交流と連携の強化を図る。

⑩ 在宅・縁故避難の誘導強化【危機管理課】 2-5

避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。

⑪ 指定避難所以外の被災者の把握体制【危機管理課】 3-1

大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策を推進する。

⑫ 情報発信体制の整備・正確な情報発信【危機管理課】 4-1、4-2

防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ（防災ポータルサイト等）、防災情報アプリ、SNS、登録制メール、Lアラート等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。

高齢者や障がい者などを想定した防災情報の提供体制や、多言語化した防災情報の提供体制を整備する。

発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保のため、WiFiの整備を進める。

災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。

⑬ 受援体制の構築【危機管理課】 3-1

受援計画・マニュアルの作成・点検・見直し、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応する。

⑭ 安否参集確認システムの利用促進【総務課】【危機管理課】 3-1

職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。

⑮ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進【産業振興課】 5-1

災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。また、北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなどBCP実効性の向上を促進する。

⑯ 被災農林業者への金融支援【産業振興課】 5-3、7-4

被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。

⑰ 共済加入の促進【産業振興課】 5-4

農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する。

⑱ 住民の節水の取組のための啓発【上下水道課】 6-2

各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの住民の節水の取組の推進を図る。

(13) 人材育成

① 災害対策機能の強化【管財契約課】【危機管理課】 1-6、3-1

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。

② 防災意識を育てる防災教育の充実【学校教育課】 1-7、3-1、4-2

災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を推進する。

児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める。

③ 生涯学習事業における防災学習の推進【住民協働課】【危機管理課】【社会教育課】

1-7、3-1、4-2

公民館や生涯学習センター等において、多様な人々（子ども、大人、外国籍住民など）を対象とした防災に関する学習機会を提供する。

災害時に外国籍住民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進める。

④ 会計に関する災害時マニュアルの整備等【会計課】 3-1

災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備する。

⑤ 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制【総務課】 3-1

災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールを作成する等して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。

⑥ 災害・復興ボランティアの受入体制の確立【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】

3-1、8-2、8-7

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、杉戸町社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図る。

⑦ 要配慮者避難対策の推進【危機管理課】【福祉課】【子育て支援課】【高齢介護課】

【教育総務課】【学校教育課】【社会教育課】 4-2

要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の避難確保計画の策定などの体制整備を推進する。

避難生活の中で二次被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る。

指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図る。

⑧ 農業の担い手・経営組織の育成【産業振興課】 5-4、7-4

町の約半分を農地が占めていることから、農地中間管理機構による農地の集約をはじめとした耕作基盤の整備とともに、農地やその周辺環境を地域が共同で保全していく活動を支援し、優良農地の保全と確保を図る。また、農業を引き継ぐ後継者や新たな就農者、認定農業者や農業法人の確保・育成を図るとともに、農業経営支援の充実を図る。

⑨ 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組【危機管理課】【都市施設整備課】

6-1、6-2

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、技術支援、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加等を受け技術力向上を図る。

⑩ 避難所運営の円滑化【危機管理課】 2-5

避難所の運営は、避難者が自ら行うべきものであることを、防災講演会、出前講座及び広報紙などを通じて啓発する。

地域における避難所運営のリーダーを養成するため避難所運営研修（HUG）を実施する。

避難所を避難者自らが運営できるように「避難所運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置する。

⑪ 災害ボランティアコーディネーターの育成【住民協働課】【危機管理課】【福祉課】 8-2、8-7

杉戸町社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。

⑫ 災害対応に不可欠な建設業との連携【都市施設整備課】【建築課】 8-2

応急復旧活動等が円滑に進められるよう、建設業界等との協力体制を整備する。

⑬ 応急復旧の体制整備【危機管理課】 8-3

応急復旧について、被災時には、国や県、近隣自治体との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。

被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。

⑭ 発災前からの都市の復興への備え【住民協働課】【危機管理課】 8-3、8-5

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する。

⑮ ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進【危機管理課】【都市施設整備課】 8-3

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築、修繕等を図る。また、ハザードマップの改訂と周知を実施する。

⑩ 地域コミュニティ機能の維持・活性化【住民協働課】【危機管理課】 8-4

災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努める。

町民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。

⑪ 文化財・観光資源の早期復旧【社会教育課】 8-4

復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう、関係団体等との協力・連携体制を構築する。

⑫ 大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知【建築課】 8-7

宅地耐震化推進事業を活用し、大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害の防止対策を推進する。

大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知することで、住民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る。

(14) 老朽化対策

**① 災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【高齢介護課】【産業振興課】
【教育総務課】【社会教育課】** 1-1、3-1

老朽化が進む公共施設について、災害時における地域防災拠点として十分な機能を果たせるよう、計画的に整備・更新を進める。

② 学校の室内安全対策【子育て支援課】【教育総務課】 1-1

園児と児童生徒等の命を守るための安全性の確保や避難所として防災機能の強化をはじめ、老朽化が進む保育所、幼稚園及び小中学校施設等の計画的な改修による長寿命化を推進する。

③ 道路ネットワークの整備・通行の確保【都市施設整備課】 1-1、2-1、3-1、5-1、
5-2、7-2、8-7

道路や橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路（橋りょう含む）や主要な幹線道路（橋りょう含む）においては安心、安全な道路環境の確保のため耐震化や整備等を図る。

（道路や橋りょうの適切な維持管理のため、「道路舗装修繕計画」や「橋りょう長寿命化計画」等に基づく計画的な補修や損傷している生活道路等の応急的な補修を行う。）

④ 密集市街地対策【危機管理課】【建築課】 1-2、7-1

密集市街地等における老朽建築物の建て替えや住宅の耐震化・不燃化、空き家対策等を進めることで、防災性を高めるまちづくりを推進する。

⑤ 消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進【危機管理課】 2-2、3-1

災害時に防災拠点となる消防団施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。

⑥ 農地・農業水利施設等の整備【産業振興課】 5-3、5-4、6-2、7-4

災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。町は、県との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

⑦ 避難所の機能・安全性の確保【教育総務課】【学校教育課】 2-5

学校施設が、避難所として機能するように、電気・ガス・上下水道などのライフラインの更新、長寿命化改修等の老朽化対策を推進する。

学校施設は、避難所として長期使用されることが想定されるため、トイレの洋式化などを推進し、安全安心な避難所機能の充実を図る。

第7章 地域強靱化の推進に向けて

7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

計画に関する具体的な取組については、第5章、第6章及び杉戸町地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、町だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本町における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画を踏まえ、住民、民間企業及び行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 住民の役割

大規模自然災害が発生した場合、当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から防災訓練への参加や火災の予防、防災用品・非常持出品の準備、食料等の備蓄を行うとともに、住宅の耐震化や家具類の転倒防止、ブロック塀等の安全化により生活の基盤を維持できるよう備えておくことが重要である。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、住民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、住民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

(3) 行政機関の役割

本町の強靱化を実効性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画を策定したうえで、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、住民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、交付金・補助金等を活用するものとする。

7-2 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、計画内容の見直しを行うこととする。

杉戸町国土強靱化地域計画

令和 4 年 3 月策定

発行：杉戸町危機管理課

〒345-8502

杉戸町清地 2-9-29

0480 (33) 1111 (代表)

<http://www.town.sugito.lg.jp/>
